

衆議院 厚生委員會 會議錄 第五号

平成七年三月十日(金曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 岩垂壽吉男君

理事 衛藤 晟一君

理事 井上 喜一君

理事 山本 孝史君

理事 荒井 聰君

理事 荒井 広幸君

理事 熊代 昭彦君

理事 塩崎 恭久君

理事 高橋 辰夫君

理事 戸井田三郎君

理事 根本 匠君

理事 山口 俊一君

理事 青山 二三君

理事 今津 寛君

理事 嶋下 一郎君

理事 坂口 力君

理事 田名部匡省君

理事 柳田 稔君

理事 土肥 隆一君

理事 横光 克彦君

理事 岩佐 恵美君

出席國務大臣

厚生 大臣 井出 正一君

出席政府委員

厚生大臣官房長 山口 剛彦君

厚生省社会・援護局長 佐野 利昭君

委員外の出席者

国立国会図書館 館長 熊田 淳美君

副館長 内閣官房内閣外 政務課室内閣審 議官 石田 和成君

第一類第七号

厚生委員會會議錄第五号

平成七年三月十日

内閣總理大臣官 阪本 和道君
内閣總理大臣官 戸谷 好秀君
房參事官 谷口 隆司君
總務庁恩給局審 議課長 原 優君
法務省民事局第 五課長 藤崎 一郎君
外務大臣官房外 務參事官 河上 信彦君
大藏省理財局國 債課長 市川 喬君
厚生委員會調査 室長 青山 丘君

委員の異動

三月九日

荒井 広幸君

補欠選任 荒井 広幸君

柳田 稔君

補欠選任 柳田 稔君

同日

若林 正俊君

補欠選任 若林 正俊君

同日

工藤堅太郎君

補欠選任 工藤堅太郎君

同日

藤本 孝雄君

補欠選任 藤本 孝雄君

同日

宮本 一三君

補欠選任 宮本 一三君

同日

保岡 興治君

補欠選任 保岡 興治君

同日

大野 功統君

補欠選任 大野 功統君

同日

青山 丘君

補欠選任 青山 丘君

今津 寛君 保岡 興治君
白沢 三郎君 宮本 一三君
岩田 順介君 五島 正規君

○岩垂委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)

○荒井(広)委員 皆様、おはようございます。自由民主党の荒井広幸でございます。それでは、早速、今回の改正する法律案に関する質疑をさせていただきます。

○佐野(利)政府委員 お答え申し上げます。今先生おっしゃったように、平成七年度は戦後五十周年という節目の年にも当たりますので、平成七年度の予算におきましてもいろいろとそういう点で予算化を盛り込ませていただいているところでございますが、まず中国の残留邦人等に対する援護施策についてでございますけれども、これは毎年一時帰国を実現することといたしております。また、残留邦人等の帰国が大幅にふえることが見込まれますので、定着促進センターなどの増設でありますとか、帰国後の受け入れ体制の一層の整備を図ることといたしているところでございます。

また、戦没者に係る慰霊事業につきましても一層の充実を図るということで、慰霊巡拝の人員増等を行っておりますのでございますし、また、本日お諮りいたしておりますように、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金を引き続き支給することをお願いをいたしているところでございます。

さらに、台湾出身の旧軍人軍属の未支給給与の支払につきましても開始する予定で、これも予算化をお願いいたしているところでございます。

○荒井(広)委員 端的にありますが、こういう言葉を使います。節目というの、辞書を引いてみますと物事の区切りである、こういうことでございます。区切り、こういうことで考えますと、戦後五十年、また大変恐縮ですが、我が自由民主党も結党四十年という区切りの年を迎えているわけです。

それで、私は、特に今回のこの援護行政を含めまして、戦後五十年という節目を考えますと、特に我々若い世代、戦後生まれの、しかも二十年代ではなくて三十年、四十年代と、ちょうど高度成長、平和を当たり前のような感じで享受するような時代に生まれた者としたしましては、やはり過去の戦の御英霊に感謝をして、そしてまた今日をつくっていただいた父や母、先輩方に同じく感謝と敬意を表しながら世界の平和をつくっていく、こういう決意を新たにすると、年という節目でもあらうと思っております。

折しも自由民主党もJFというような愛称、ニックネームなどもつけましたけれども、我が党も、ただ単に名前とかネーミングで新しくするというのではなく、温故知新、先輩方に学んで、そしてその根の張ったところから新しさをつくっていく。ここ二年、変革、こういう言葉が非常にもてはやされましたが、やはり根の張ったところに新しさがあるし、本当の変革が生まれる。ただムードや上辺だけで、アンチテーゼのような形だけでの新しさあるいは変革、こういうものはまやかしてはいけません。そういう意味では、この戦後五十年というものの中からやはり変えるべきものは変える、そして反省するものは反省する、またいいものはどんどんそれを続けていく、伸ばしていく、こういうことが必要だと私は思います。その意味において、援護行政の今三大大きく御指摘をいただいた点、私は評価をいたしている次第でございます。

また、二番目に局長の方で申されました、今回の法律案にかかわりますいわゆる特別弔慰金、これを継続することとした、いわゆる五十年の節目というところで先ほどもまくらに使用しておられますが、戦後五十年としてこの特弔を継続支給することにしたその趣意を確認したいと思えます。

○佐野(利)政府委員 戦没者等の遺族に対します特別弔慰金でございますけれども、さきの大戦において公務等のために国に殉じた軍人軍属あるいは準軍属の方々に思いをいたしまして、国として弔慰の意を表するために、これまでも、戦後二十周年、三十周年、四十周年といったそれぞれの節目の機会に十年償還の国債で支給をされてきたところでございます。現行の特別弔慰金が、四十周年のときに決めたいただきましたものが、この最終償還を迎えるということになるわけでございますので、戦後五十周年というこの年を迎えまして、軍人恩給等を受給していない戦没者の遺族に對しましてやはり従来と同じように国として改めて弔慰の意を表することが必要であるというふうに考えまして、引き続き特別弔慰金の支給をお

願いをしたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

なお、特別弔慰金の額につきましては、前回の支給以後の経済情勢の変動等を勘案いたしましたので、今日の社会通念から見ても一応どのぐらいの額がよろしいかということでいろいろ政府部内でも検討させていただきましたけれども、前回の四十周年のときに三十万円でございますので、今回はそれを十万円引き上げて四十万円というところでお願いをいたしているところでございます。

○荒井(広)委員 局長さんからお話がありましたように、また昭和五十四年と平成元年には特別的措施ということもあっていただけて、そして今回ということになりましたが、私は非常に重要な点がお話の中にあつたと思うのです。改めて弔意をあらわす、こういうことでございます。その中に、我々戦後世代も戦争というのはしてはいけな

いんだ、そしてあのときに我々のために礎となっていた方々、そして御遺族の方々、そういう方々に心からの弔意をあらわしながら、また感謝をし、そしてそれが将来の平和に確固たる我々の決意となっていく、こういう意味です。で、私は今回の法律案、そのような意味を含めて大変重要なものであると高く評価をさせていただきます。次第でございます。

また、金額等もきめ細かく対応していただいているということ、その点、感謝を申し上げたいと思えます。

さて、一番先に局長の方からお話がありましたいわゆる中国残留邦人の方々に對する援護施策、これもまた五十年の節目でということでございます。

昨年の四月でございましたけれども、我が自由民主党を初め超党派の先生方による議員立法によりまして、中国残留邦人等の一つは円滑な帰国の促進、及び二つは永住帰国後の自立の支援、こういうことに對する法律というものが制定されて、去年十月からこれが施行されているということ、一層の中国残留邦人対策ということが進めら

れるというわけですが、こうした動きを踏まえましての厚生省としてこの問題についてどう取り組んでいくのか、その姿勢を施策という形であらわしていただきたいと思います。

○佐野(利)政府委員 中国の残留邦人等の問題につきましては、これは政府、国民が一体となつてその早期解決に向けて積極的に取り組んでいかなければならない問題であるというふうに私も意識しているところであります。

これまでも厚生省を初め関係省庁、そしてまた地方公共団体にもいろいろと御支援をいただきまして、各種の援護施策を講じてきたところでございますけれども、平成七年度は戦後五十年という節目の年にも当たりますので、特に一層重点的に取り組む必要がある。特にこの点につきましては大臣が大変強い意向を示されまして、私も叱咤激励を受けてその予算化に取り組んできたところでございます。

まず、一時帰国援護につきましてであります。が、事情があつて永住帰国が困難な方々の望郷の念にこたえる、そしてまた配偶者の方と別れてまでも帰国したいという無理な永住帰国は避けなければならぬ、こういうことがございまして、従来は原則として五年に一回、あるいは年齢が上の方ですと三年に一回という形でございました。毎一年一時帰国ができるような措置を講じたいということで、これを最重点に取り組みまして、この予算化を図りました。

また、永住帰国援護につきましては、平成五年十二月に、早期帰国を希望する者を平成六年度から三カ年で全員受け入れるという計画を厚生省として打ち出したわけでございまして、これまで大幅に上回る帰国者が見込まれます。そういうことから、定着促進センターでありますとかあるいは自立研修センターというものの増設を図る必要がある、そしてその帰国された方々の日本における定着を促進するという体制の整備を図る必要がある、ということで、これを予定をいたしておるところでございます。

また、高齢者のみの帰国では帰国後に生活の安定がなかなか難しいというケースも多いわけでございますので、高齢残留邦人の扶養のために同伴して帰国する方、従来は未成年の場合はこれは国費の対象にしておりましたけれども、今回はそれにつきましても、成人の子一世帯につきましても援護行政の対象として認めるということで、その成人の子一世帯について認められた者を、年齢が従来は六十五歳以上であったのを六十歳まで引き下げたところでございます。

それから、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律、今先生からお話ございました、議員提案でつくっていただきましたこの法律が施行されたことを踏まえまして、今後とも私も、中国残留邦人等の早期帰国及び日本社会への円滑な定着、自立の促進にさらに一層努力をいたしたいと思っておりますので、よろしく御願いたします。

○荒井(広)委員 どうか各省庁においても、就職のあっせんとか職業訓練あるいは公営住宅の優先入居等々、他省庁との絡みもございまして、どうぞそういった全体としてきっちり、今局長さんがおっしゃったような意味での一体となった視点からの取り組みを御要望申し上げ、さらに充実していただくようお願い申し上げます。

さて、先ほどもお話がありました、時間がちよつと詰まりましたので、いわゆる慰霊事業、そのうち遺骨収集と巡拝、この二つについて概況、概要を御説明いただきましたと思えます。

○佐野(利)政府委員 戦没者の遺骨収集は昭和二十七年から実施をいたしたわけでございまして、現在までに沖縄、硫黄島を含む戦没者約二百四十万人のうち、約半分の百二十二万人の遺骨を収集したところであります。遺骨が相手国の事情によつて収集できないという地域のことを除外して考えますと、大体戦没者の三分の二の遺骨は収集できた、こういう状態にあらうかと思えます。

平成七年度におきましては、だんだん遺骨の情報が難しくなつてまいりまして、なかなか確実な

一つの因縁と申しましょうか、そういうものを感
じておりますが、亡くなられた方に御冥福をお祈
りしつつ質問をさせていただきたいというふうに
思っております。

先ほど申しましたように、きょうこの日が東京
大空襲より五十年ということ、ことしは戦後五
十年の一つの節目に当たる年だろと思ひます。
これから五十年を振り返って、やはり足らざるは
反省をして、またこれからの将来に向けて大事な
決意をしていかなくちゃならない、このように思
います。まず最初に大臣にお伺いをしたいの
は、これは厚生大臣というよりは、厚生省を代表
してというよりは、むしろさががけから出られて
おります大臣としてお伺いをしたいわけでありま
す。私はきょうは不戦決議という言葉を使いま
すが、これはいわゆる括弧書きの不戦決議とい
うことで御理解をいただきたいのですが、去年の七月
に現在の与党の自民党がけで共同政権構想とい
うものを発表されております。その中で、いわゆ
る不戦決議というものについても述べられており
ますが、これについては、大臣、現在もこの共同
政権構想というもののそれぞれの政党における位
置づけは変わってないと思ひますけれども、さが
がけについてはどうでしょうか。

○井出國務大臣 昨年新しい連立政権の樹立に関
して自民党、社会党と私も新党さががけで合意
を見ました事項の中に、「戦後五十年と国際平和」
という点に關して「新政権は、戦後五十年
を契機に、過去の戦争を反省し、未来の平和への
決意を表明する国会決議の採択などに積極的
に取り組む。」こううたつておるところございま
し、私も、これは大変重要な合意事項の一つ
だと認識しております。

○石田(祝)委員 大臣はそのように御答弁いた
さましたが、私は、最近与党を形成しておるそ
れぞれの政党でトーンが若干違つておるような感
じがいたします。それぞれの政党にお聞きできれ
ばいいんですが、そもいさませんのできょうは大
臣にお聞きをするわけでありまされども、この

共同政権構想というものを今確認していただき
ましたが、この決議についてこのように言ってい
るんですね。決議の採択などに積極的に取り組む
ための機関を国会及び政府に設置する、このよう
に言われておりますけれども、この決議というの
は、大臣は大体いつごろを目途にして、これはも
ちろん国会の話になるわけでありまされども、
するようにお考えになっていらっしゃるのか、御
自分の御希望も含めて、このぐらゐまでにはい
うお考えなのか、時期が大臣としてお考えがご
ざいましたらお聞かせいただきたいと思ひます。

○井出國務大臣 ことしがまさに五十年目とい
う節目の年であるわけございまして、そういつた
意味で五十年になるのですか、八月十五日とい
うのは私は大きな目安になると思ひます。八月十
五日に国会が開かれていくかどうかは私には全く
想像もつきませんが、できるだけ早く、それに間
に合う方がいいと思つておりますが、目下、我が
党の代表者を含む与党三党のプロジェクトチーム
において決議の時期も含めて真摯な議論が行われ
ておるところでありまして、私もそのプロジェクト
における議論を大変関心を持って見守つて
おるところでございます。

○石田(祝)委員 私、五十年目だからどうとい
うことでは特に本当はないだらうと思ひます。毎
年毎年一つの節目として心新たにしていって
くのが正しいことだらうと思ひますけれども、大
きな節目であることは間違ひありません。それ
で、八月十五日というのは通常、国会は当然や
つておりませんし、やはり大臣が今おっしゃつたよ
うに、できるだけ早い時期にというのが大臣のお
考えであらう、このように私は受けとめました。
それで、私も個人の意見を申し上げますと、や
はり何らかの過去に対する反省をして、そして未
来に向かって日本のこれからの方針というものを、
大きく世界に日本の考え方を示して、それに
のつとめて、これからの国際社会での日本の果た
すべき役割、これを誠実に果たしていくことが私
は大事だらうというふうに思ひます。

です。それから、こういう国会の決議、こういうもの
がある意味では取引されたり、政略の、政争の材
料になってはとんでもない話だと私は思ひます
が、なお共同政権構想をつくられて政権をつくら
れているわけですから、若干今の与党の中でト
ーンが違つたところを先ほど申し上げましたけれ
ども、二月に入りましていろいろな新聞を見ま
すと、やはり若干違つたところをよく見られま
す。これはやはり一つは、不戦決議というのに対
して、自衛戦争も否定するの、こういうふうな意
見が片一方で出てきたり、過去のそういうものを
反省して未来に戦わないということを言わなき
や意味がないじゃないか、こういうふうな御意見も
もちろんあるわけですが、大臣が見て、現
在の政府は統一してこういう問題について取り組
んでいる、とにかく共同歩調をとってやられてい
るんだ、このように思ひますか。

○井出國務大臣 政府といたしましては、例えば
閣議のときとかあるいは閣僚の席でこの問題に
ついて具体的に議論がなされたことはまだないと
私認識しておりますが、しかし、この合意に基づ
いて生まれた村山内閣であるということは閣僚の
ほかの皆さんも十分認識されている、こう思つて
おります。

○石田(祝)委員 これから統一選挙も四月に入
つたら行われますし、参議院選挙も七月に行われ
る、そういう中で、先日、こういう記事が出てい
ました。これは四日付の新聞の記事ですけれど
も、自民党は三日の総務会で、統一地方選挙の公
約のうち村山総理の談話を評価する形で引用して
いる部分を除くことを決めた、こういう記事が
出ておりました。削除する部分は、「村山総理談
話で示されたわが国の侵略行為や植民地支配など
多くの人々に耐え難い苦しみと悲しみをもたらし
た」という認識をふまえ、「こういう文言を削除し
た。これは当初、統一選挙の公約ということで党
の決定しておつたのが、途中でどなたかが御意見
を入れて、公約、この部分を削られた、こうい
うことを書かれております。片やさががけは、先
日、統一選挙の公約を決められたようでありま
されども、その中には、いわゆる不戦決議に對して
積極的に行つていく、こういふことも書かれて
いる。実物を見たわけではありまされども、
そのように私は新聞等で拝見をいたしました。
大臣は、片や共同政権構想をつくらせて同じ政
権をつくらせて、五十年の節目に、過去を反省し、
未来に向かってお互いに決議なり機関をつくら
せていく、こういうことで出発をされて、そ
れでそれらしく進んできたのですけれども、統一
選挙の前には、突然今まで公約として掲げて
おつたのを削除する、そして片一方、大臣の所
属している政党ではそのものを統一選挙の公約に
入れている。私にはとても一致して進んでいるとい
ふふうには感じられまされども、大臣は、他
の、公約を突如削除したり、そして自分のところ
は入れている、こういうことについてまとま
つておると思ひますか。

○井出國務大臣 私ども新党さががけの統一地方
選挙に臨む重点公約として、今委員おっしゃつたよ
うに、「戦後五十年を契機に、過去の戦争を反省
し、未来の平和への決意を表明する決議の採択や
記念事業の実施などに積極的に取り組まします。」
こううたつておることは事実であります。

今、自民党の地方選挙に臨む公約の問題でござ
いしますが、私は新聞報道ではそういうことがあつた
ということは承知しておりますが、これは自民党
の皆さんのお取り組みですから私の立場からどれ
これ言うことはございせんが、しかし、少なく
とも与党間では公約としての合意がなされてお
るわけございまして、基本的な方向としては一致
しているものと思ひます。予算委員会等での自
民党の総裁でもあられる河野副総理の御答弁も三
党合意ののつとめていらっしゃる御答弁だ、私は
そばで聞いておりましたそんなふうな受けとめて
おるところであります。

個々の議員お一人お一人にはいろいろなお考
えの方がもちろんいらっしゃるはずですし、これは

与党だけじゃなくて野党においても何か、これまた新聞でしか知りませんが、いろいろなお考えがあると思います。ですが、それはそれでいいのです。そういう中を、みんながびたり一致するはずはありません、ですから、それをできるだけ合意に向けてそれぞれ努力なさっていただけるものじゃないかな、こう考えております。

○石田(祝)委員 残念ながら今の国会は一方通行になっておりますから、それは国会改革された後は私も質問者のときにも答弁できるかもしれませんが、今は私がお聞きをしている立場ですから、よろしくお願いをしたいと思います。

それで、大臣、大臣のお気持ちがよくわかりますが、政権をつくられてずっと大臣の所屬している政見を見ておきますと、例えば、去年ぐらいいから、行政改革をやらなければこれは政権を離脱する、こういうこともたしか代表がおっしゃったように私は記憶をしております。しかし、その行政改革も、特殊法人という入り口で、自分の省の大臣とかで大蔵大臣という立場を大事にされたかどうかわかりませんが、結局行政改革の入り口の特殊法人のところでさえ達成できなかった。政権離脱と言ったのは何だったのだから。それから、この前も、たしか行政改革委員会の事務局長、これも官僚はいけな、要するに採点するのと試験を受けるのが一緒じゃ困る、こういうことを言われておったのに、いつの間にか認められている。ですから、世上余り騒がなくなつた、みんなが注目しなくなつたときに、こっそりそういうことが入ってきているんですね、全部。

ですから、これは大臣のきょうの御答弁で、お答えいただけるかどうかそれはわかりませんが、この政権構想、今見ておきますと、その後の動きと全然違うことも入ってきております。そういう意味で、五十年間という大事な節目を、きょうの法案の審議も含めて、担当大臣としてどのようにお考えになっているのか、最後に大臣のこの決議に対しての率直なお考えを伺いまして、この問題は終

わりたいたいと思います。

○井出国務大臣 私どもの代表である大蔵大臣がテレビで発言なさった点、行政改革ができないのなら政権離脱も辞さない云々の件でございしますが、あそこだけが随分クローズアップされておるようでありまして、前後のあれもありまして、そのぐらいいの決意で臨むというつもりで発言されたのじゃないかなと思ひますし、決してまだ行政改革だめだという結論を我々は持ったわけではございません。それから事務局長さんの民間人云々の問題も、確かにやはり望ましいのは民間人、行政改革そのものがむしろ官僚機構を改革しようとするわけですから。

しかし、私どもの思ったことは完全には実現いたしませんでしたが、しかし、もともと衆参合わせてたつた二十一人の議員であります。三%に満たないわけでありまして、言っていることが全部実現できるほど我々は甘くも見てはおりません。しかし、そういう少ない数であっても、問題提起をして、より多くの議員の皆さん方に賛成していただけるような努力をすることは、これは私は意義があることだ、こう考えておるところであります。

さて、五十年のことし、それに関係した法案をこの委員会でご審議をいただいておりますわけですが、いままが、援護関係につきましては先ほど荒井議員にお答えしたことに尽きておりますし、あわせて、五十年考えてみれば、日本は敗戦の後わずか二、三年で冷戦構造に巻き込まれて、そして一方の陣営に立つて、それはそれなりに、ああいう世界情勢の中で私は賢明な判断だと思ひし、そして、日本の経済的な復興あるいは発展に国民全力を挙げて頑張つて今日の状況を来したのであります。

冷戦構造が崩壊すると同時に、ある意味では戦争直後に本来ならばもっときつと解決しておかなくてはならなかった問題がずっと凍結されたまま今日にまでつた、そういう問題が、五十年後になって出てきた問題も、この援護だけで

はなしにはかにも私はあるのではないかなと思ひます。そういう意味では、やはりかつてのあの戦争をもう一度きつと反省した上で、今後国際社会の中でまさに尊敬されると思ひますか、あるいは親しまれると思ひますか、そういう日本の行く道をみんな考えていく大事な時期ではないかな、こう考えております。

○石田(祝)委員 それでは、法案の中身でお伺いをいたします。

この援護法で、今回、障害年金、遺族年金の額を恩給の額に準じて引き上げる、こういうふうになつておりますが、それで、引き上げる率は一・一%というふうに書かれておりますけれども、この改定率の一・一%というのはどこから出てきたのでしょうか。

○佐野(利)政府委員 不十分な答弁になつてしまふのかもしれませんが、援護年金の額の改善につきましましては、従来から、恩給を停止された軍人などに對します援護を行うために援護年金が制定されたものであるということで、恩給に準拠して制定された、そういう歴史的な経過を踏んでおりますものですが、恩給の改善に準じた額の引き上げということですが、恩給がまず先行いたしまして、それに従つて援護年金の額を決める、こういう形に今なつております。

今回におきましても、恩給法の公務扶助料等の基本額が一・一%引き上げられたことに伴ひまして、恩給の改善に準じた援護年金の額の引き上げという形でお願いをさせていただいておりますのでございします。

○石田(祝)委員 恩給に準じてという答弁になるだらうと思ひましたので、きょうは総務庁にも来ていただいておりますが、年金等はことしの四月からもう上がります。これは〇・七%の改定率、こういうふう聞いておりますが、これは若干高いわけですね。一・一というのはどこから出てきた数字なのでしょう。

○谷口説明員 ただいま御指摘の七年度の恩給改善、ペアの率でございますが、御指摘のように一

・一%としておる次第でございます。

この一・一%でございますけれども、恩給の基本的な性格、国家補償的な性格ということを踏まえて、公務員の給与のアップの動向、それから平成六年におきました物価の動向、これら諸事情を総合勘案をいたしました上で、一・一%といたしてあるものでございします。

○石田(祝)委員 この総合勘案方式ですね、そんなにブラックボックスに入れたみたいない方をしないで、ちゃんと方式があるのだらうはつきり、こういう計算方式でと言われたらどうですか。昭和六十二年から総合勘案方式に変わつて、私が聞いている方法で計算すると、全部数字は一致するのですよね。これはちゃんとした数式があるのではないですか。

○谷口説明員 ただいま申し上げました諸事情を総合勘案するという次第でございます。恩給改善を検討するに当たりまして、恩給受給者の処遇の改善をどのように図っていくかということ、毎年度検討いたしておるわけでございます。

したがいまして、一定の定式を毎年度用いてそれに当てはめるということではございせん、主として公務員給与の動向それから物価の上昇ということを見るわけでございしますけれども、一定の方式、算式があつてそれに当てはめるといふことではございせん、毎年度、受給者の処遇の改善を図るという趣旨、観点に立ちまして検討の上、率を決定している、定めている、こういう次第でございます。

○石田(祝)委員 お認めになりませんが、それでも結構ですけれども、余りさじかげんでやるような印象を与えない方がいいと思ひます。総合勘案方式というのは名前はいいいですけれども、では、担当者がどうやって決めているのだ、鉛筆なめて決めているのか、こういうことになりますよね。

これは、公務員給与の改善率と物価の上昇率を四対一の加重平均でやっているのではないですか、どうですか。

○谷口説明員 その都度その都度、定まった考えなくということではございませんで、あくまで恩給の基本的な性格、国家補償的な性格を有する制度、措置であるということを踏まえまして、その趣旨、考え方を一貫させるということをまず基本といたしまして改善に当たっている、こういう次第でございます。

ただ、具体的にその率をどうするかという点でございますが、これにつきましては、先ほども御指摘ございました六十二年度からでございますけれども、諸事情を総合勘案する、こういう方式によっておりますこととございまして、たび重ねての御説明で恐縮でございますが、一定の計算式に、それに毎年度、データだけを当てはめる、こういう考え方に基づいて改善の率を定めているというような次第ではございません。その点、御理解を賜ればと思っております。

○石田(祝)委員 これはこれ以上聞いても言わないと思えますから、もうやめます。

それで、次、甲斐金のことでお伺いをしたいのです。

平成八年六月十五日から、十年間分として四十万円の公債をお渡しをする、こういうことになっておりますけれども、これでは大蔵省にきていただいております。この戦没者の遺族に対する特別甲斐金支給法第五条で、払うということになっておると思いますが、国債の発行の交付に関する省令というのが大蔵省にございまして、その省令の第五条の「償還金の支払」というところで、支払の日が土曜日、日曜日は国民の祝日の場合は、これらの日の翌日に支払う、毎年一回、こういうふうになっておりますが、これは年金、恩給含めて、支払の日が休日とか土曜日になったら、全部前日に今なっておりますね。これは大臣含め今そこに座られておられる方も全部、給料も多分、土、日の場合は前日にもらっているだろうと思いますが、私はもらっていないという人がいたらちょっと手を挙げてもらいたいのですけれども、これは多分ないと思うのです。

ですから、これは国債の償還、毎年ですから、六月十五日が土、日に当たるか、十年間調べたわけではありますませんが、省令の内容としてこういうふうに書くのではなくて、土、日の場合は前日に支払いますと、こういうふうにならうか、私はこのように思います。これは大蔵省の省令ですから、きょうは大蔵省にも来ていただいておりますが、お願いします。

○河上説明員 お答えいたします。

国債の償還期日または利子の支払い期日が土曜、日曜に重なった場合についての取り扱いでございますが、現在はその翌営業日に支払うということとしておるところでございます。

普通国債、これは御承知のとおり、無記名なわけでございますが、こうした国債につきましまして、翌営業日には前日の営業日、主として金曜日にならうかと思いますが、ここに繰り上げて支払うように変更したらどうか、こういう御質問でございますが、次のような問題がございまして、慎重に考える必要があるかと存じております。

一点目でございますが、普通の国債につきましまして、その保有者は、そもそも元金及び利子の支払い日が休日の場合にはその翌営業日に支払われるというのを御承知の上で御購入いただいております。こういうことでございまして、国債という金融資産をそれなりのものであるということで御納得いただいております。また、こうした取り扱いについて、現行法上、特段の問題はないわけでございます。

それから二点目でございますが、仮に現在のやり方を変更するといった場合には、新たな財政負担等々が生じないかよく検討する必要がありますかと思えます。こういうことから、私どもとしては、慎重に考えるべき問題ではないかと考えておるところでございます。

ただ、ただいま先生の御指摘は、交付国債、記名の国債につきましては、普通国債とは性格が異なっておりますのではないのか、そういう性格が異なつたものについて、年金との兼ねも考えてでき

ないのか、こういう御趣旨かと思われまします。

この点につきましては、交付国債、確かに御指摘のとおり、普通の国債とは性格が異なつたものでございますが、ただ、国債という形態をとってやっておりますのでございまして、こういう国債という形態で対応している以上、私どもとしては一般の国債と同様の取り扱いというふうにしてきているところとございまして、この点、御理解いただければありがたいと存じます。

○石田(祝)委員 国債課長、私、ちょっと意見があるのですが、これは、国債で渡すというのはここの都合じゃないですか。要するに、甲斐金を十枚つづりの国債で渡して、毎年一枚ずつ償還していただきたい、これはいわゆる国の都合でやっているわけじゃない。毎年毎年ちゃんと現金で渡せばいいんですよ。十枚のつづりの国債を渡しているというのは結局国の都合なんですよ。別に甲斐金をいただく方が国債で下さいとかそういうことを言っているわけじゃないのですか。ですから、余りこちらの都合ばかり言わないで、やはり立法の趣旨ののっとってあげるのがいいんじゃないか、私はこのように思います。

それで、ちなみに、さっき交付国債というふうにおっしゃいましたが、いわゆる国による記名国債、こういう形で名前を全部書き込んでいく。ですから、償還の相手というのは全部はつきりしている。こういう国債というのは、戦没者の人たちがいた、戦没者の関係の方々がいた、だくもの以外に、ほかにはありませんか。

○河上説明員 お答えいたします。

私も、国債のジャンルの中に交付国債というものがございますが、これは国際機関等に対して出資を約束しておるわけですが、すぐ現金で振り込みをいたしませんで、国際機関の資金の需要に応じて現金化するというものを使っております。この際、出資国債というものをしております。

○石田(祝)委員 出資国債というのは、それもこちらの都合で出すわけで、郵政省の中の省令なん

か見ますと、記名国債というのは全部戦没者、戦没者に関する国債だけに充てられているのです。

ですから、本来、立法の趣旨からいえば、甲意をあらわす、公務扶助料とか年金がもらえなくなつた方に、それでは気の毒だ、こういう立法の趣旨だろうと思えます。それから、国の都合で国債を渡しておいて、そして自分たちもそうだし、また、もう既に年金、恩給が休日に当たったり土曜日に当たっている場合は前日になつておるわけですから、余り国の都合ばかり言わないで、もう人たちの立場で一步前に考えていってあげる、こういうことが私は大事であると思えます。

大臣は、このことについてどういうふうに思われますか。

○井出國務大臣 石田議員の大変精密な御指摘に、私は今お聞きしながら、敬意を表しておるところであります。

今、大蔵省の答弁を聞いていますと、利子の問題もあるものから、前倒しというものはなかなかそう簡単にいかないのかなというのを感じてはいるわけですが、最初、石田委員から、こういう質問が出るぞというのを聞きしたときには、そう思っておったのでありますが、なかなか難しい問題だなと今感じているところでもあります。

○石田(祝)委員 これは、大蔵省が検討していただけるというふうな理解をしますから、これ以上申し上げませんが、大臣、無利子ですからね、この国債は、利子に関係ありませんから、これは、立法の趣旨を体して、もう側面からの立場でぜひお考えをいただきたいというふうに思っています。

続きましてお伺いをします。総務庁と総理府にきていただいておりますが、私の地元から、戦後五十一年の節目でこういうこともぜひお願いしたい、こういう要望をいただきましたので、そのことを踏まえて御質問を申し上げますが、抑留加算というところで、シベリア、モンゴルの抑留者の方、一カ月につき一月の加算がついておる。私が

いただいた要請書の中では、南方で帰国の船を待つだけの方にも一月に一月の加算がついて、これはその人の言い分でありますから、そういう言い方が正しいかどうか、それは南方の方で御苦労された方もいらっしゃるから同列に論じられませんか、やはりシベリア、モンゴルというふうに聞きますと、一般に考えたら、気候の問題等も含めて、南方にいた方よりも相当の御苦労をされているのではないかと、そのように思います。その抑留加算が一月に一月、全部同じだということ、やはりこれは、もう少しシベリア、モンゴルの厳しさを考えて、一月に一月じゃなくて、加算を上げてもらいたい、こういうふうな御要望が私にも寄せられておりまして、抑留をされていた方のお気持ちを考えれば、これは確かにそうだな、このようにも思いますので、きょうは御質問するわけであります。

このシベリア、モンゴルの抑留者に加算のかさ上げをすることはできないかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

○谷口説明員 ただいま御指摘の抑留加算の制度でございますが、これは、戦後の抑留という事態を踏まえて、検討の上、昭和四十年に設けられたものでございます。抑留期間は、公務員としての勤務期間そのものではなかったわけですが、それが、それにいたしましたも、その勤務の延長とも見られる特殊な期間でございます。その間、先生御指摘のとおり、非常に御苦労されたということがございますので、特例的な措置としてこの抑留の期間を加算年の対象としたという次第でございます。

その加算率につきましては、類似的加算でございますが、健康地加算、この加算率が一月について一月以内、こういう枠組みのもとで、実際には最高が三分の二であったということなどを考慮いたしました上で、抑留加算の一月について一月の加算率としたものでございまして、恩給制度上、できる限りの措置である、このように考えておる次第でございます。

また、御指摘の、南方で抑留された場合との比較の点でございますが、御指摘のとおり、シベリア抑留者が粗食、酷寒、重労働という悪条件のもとで大変な御苦労をされたということは十分理解いたしておるところでございます。しかし、これも今は御指摘のとおりでございますが、南方諸地域あるいは中国大陸におきましても大変御苦労された方がいらっしゃることも聞いております。したがって、抑留された地域によって異なる加算率を設ける、このような格好で今日の時点で見直そうということは適当ではない、このように考えておる次第でございます。

○石田(祝)委員 この「恩給のしくみ」という冊子を私にいただきましたが、ずっと勉強もさせていたでいて、危ないところ、いろいろな事情で加算が違っているわけですね。一月について一月の加算から一月について三月の加算まで、一月あれば四月分には敵えるというところもあるわけですね。これは、戦争というものは、全部どこでも戦争をしているときは敵がいるわけですね。それでもなおかつ危ないところと、順番、ランクをつけているわけですね。ですから、抑留もある意味で言えば、全部同じだよ、不健康地で今まで三分の二だったのを一月にして、いるのだよ、そういうことではなくて、それぞれやはり濃淡があるだろうと私は思います。なかなか難しいというところは承知をしております。けれども、これはやはりシベリア、モンゴルということ、特にシベリアの人なんかはお考えをいただかなくてはならぬ、このように私は思います。これは、きょうは要望だけにしておきます。

それで、この冊子をいただきました感に、この「加算一覧表」のところですが、ここに「支那」という言葉を使っているのです。これは私、やめた方がいいのではないかと、要するに、平成三年の委員会の質問のときにも、政府委員が、支那という言葉は不適当ではないか、こういうふうに委員会に指摘をされて、取り消しているわけですね。委員会が正式に取り消した、国会に来て政府委員が発言をして、不適当だと指摘をされて取り消した、そういう言葉をわざわざ使う必要はないだろうと思うのです。少なくとも括弧書きにするとか当時の呼び名とか、これはいろいろ工夫があると思いますけれども、直接支那と書くのはいかがなものか。これは私は直した方がいいと思います。平成三年の指摘で取り消して、平成六年の本にも出ておりますから、これはちょっとお考えいただいた方がいいと思うのですが、いかがですか。

○谷口説明員 加算年におきまして、どの期間のどの地域にどのような加算年を適用するかということは、戦前、内閣告示によりまして公示していた次第でございます。現在もこの内閣告示に基づいて運用いたしております。この内閣告示にありますが、その地域名を用いている次第でございます。恩給制度は、旧軍人の方々の主たる対象として、戦前に既にでき上がっていった制度でございます。戦前に既にでき上がっていった制度でございます。まして、いわゆる新規参入がない、こういう制度でございます。このようないくつかの当時の名称を用いているということでございます。

それから改めるべきではないかという御指摘でございますが、恩給を裁定するに当たりまして御本人の履歴に関する書類を検討いたすわけでございますが、それら書類はすべて当時の地域名で記載されているということもございまして。現時点でこれら名称を変更した場合にいろいろな混乱も生じてくるというおそれがあるのではないかと、このように考えておるところでございます。それから、過去に政府委員が御答弁申し上げたその趣旨でございますが、一般的にはそのような名称を用いることは適当ではない、こういう趣旨で申し上げたものと存じております。ただ、恩給制度におきましては、ただいま申し上げました理由で、さきの大戦の方々につきまして当時の地域名等を用いまして運用しているという次第でございます。

○石田(祝)委員 もちろんいろいろな言葉はありますが、当時の言葉だから全部そのまま使わなければならないとなると大変なことになると思いますが、これは余りそういうしやくし定規にいろいろ言わないで、やはりこういう本に於いて活字にしているのですから、当時の人たちのためだけにすとかいうことは通じませんよ。ですから、それはぜひ、そんなことではなくて、しっかりと考えていくべきだろうと私は思います。

最後に、時間が若干オーバーしますけれども、シベリア、モンゴルの抑留者には慰労金品が平和祈念事業で出されておりますけれども、千島、南樺太にはない、こういうことでありますけれども、この千島、南樺太の人たちもぜひ対象にしてもらいたい、こういうことで、きょう総理府に来ていただいたおりましたが、これはどうなりますでしょうか。ぜひお願いしたいと思うのです。

○戸谷説明員 お答えいたします。シベリア等の戦後の強制抑留者の方々につきましては、はるかに遠くの異郷の地に連れていかれた、戦後あるいは食糧不足といった厳しい状況のもとで強制的に労働させられた、そういう特別な事情を考慮して、平和祈念事業特別基金法によりまして慰労金の支給あるいは慰労品の贈呈等の措置がされているものでございます。

お話のございました南樺太あるいは千島につきましては、強制的にソ連軍の使役に従事させられたという事実は承知しているわけでございますが、これらの地域につきましては、戦前もともと日本の領土でございまして、日本人も多数居住し、また、戦後の状況につきましても、先ほど申し上げました旧ソ連邦の地域とは異なるということ、いろいろお話は何っておりますが、現在のところ御指摘のような措置をとることは困難である、そういうふうに考えております。

以上でございます。

○石田(祝)委員 終わります。

○岩委委員長 山本孝史君。

○山本(孝)委員 おはようございます。新進党の山本孝史でございます。

厚生省、特に社会・援護局の皆さんには、阪神大震災があつて、それからずっとあちらの震災対策でお疲れだと思つて、きょうは援護法の問題ですので、ひとつこちらの方もよろしく願ひしたいと思ひます。

今までの御質問の中で触れられていないので、この特別弔慰金についての確認だけ二、三点させていただきます。

この特別弔慰金は一時金というふうに考えてよろしいのでしょうか。国債で、財政を均衡化させるために十年間で償還されていくわけですが、一時金なのか、あるいは十年にわたる制度なのか、その点を確認させていただきます。

○佐野(利)政府委員 例え今回の場合でありますと、平成七年四月一日を基準日として支給されます。一時金というふうに私も理解いたしております。

○山本(孝)委員 一時金ということ、そうすると、ここで投げ渡しという形になりますね。

あといろいろ質問があるので時間がたつていいたで、これ、問題は指摘させておいていただく、これは、国債を相続することができず、したがって、もらった人が相続ということ、子供さんなりに相続されていく。その方たちからするとおじさんという方たちが結局弔慰金をもらつておられてという、亡くなられた方で戦没者であつてという、亡くなられた方、御兄弟が受けられて、その方が亡くなると今度はここへ相続してきますから、この人から見るとおじさんなわけですね。そういう方たちがかつて戦場に行かれた、それで亡くなられたという方たちで、この六千億というお金が実は流れていくというふうな思ひます。多分、十年のうちに随分お亡くなりになる方も残念ながらおられるのだから、特別弔意を表するの、おじさんのものまで弔意を表するの、おじさんの何となく解せないような気がします。それで、一時金なのですかというふうにお伺いをしました。

一時金という御答弁であるならば、前のお金が

ちようど十年たつて償還が終わるからまた続けるのだという話ではなくて、十年単位で、十年の区切り、区切りに考えている話でしょうか。前のお金がちようど償還が終わるから今回また新しく四十万出すのだという話は、これも何となく説明としては説得力がないのかなというふうに私は思ひます。

そういう意味で、四十万円が高いのか安いのか、被爆者援護法の十万円と比較して四十万円がどうかという議論もありましよう。なぜ四十万円のかという根拠も、前回三十万だから今度四十万なのだという話になる。それで、十年たつて、これから先、また今度六十のときにおやりになるのかどうか、それは六十のときに国会が決まればよいという、考えればよいという話になるでしょうか。それでは、そのときは今度五十万なのですかという話になる。十年先を聞いてもお答えいただけないと思ひますが、十年先はどうされるのですか。一応この点だけお聞かせください。

○佐野(利)政府委員 まさしく、十年目が来たから継続してということでは私は私どもは考えておりません。今度の五十周年を機会といたしまして、改めてここで弔意をあらわす必要があるかどうかを判断して、五十周年の記念事業としてお願いをしたということでございます。したがって、その区切りの都度、社会経済情勢等を踏まえて、その区切りの都度、社会経済情勢等を踏まえて必要を判断するべきものであらう、こう考えております。

ですから、十年後どうこうということをちよつとお答えするわけにはいかない、またその時点で必要を判断していただくということにならうかと思ひます。おきまつた必要の度合いを考慮して、その時点でおきまつた必要の度合いを考慮して、その都度考えていただく、こういう形でございます。

○山本(孝)委員 六千億からのお金を使うわけですから、もう少し詰めた議論が必要なのかな、いろいろ問題点はやはりあるのじゃないかと思ひま

すということを御指摘申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

最初にお伺ひしたいのは、中国残留邦人の国籍の問題です。

去年、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律という大変長い名前ですけれども、中国残留の邦人の皆さんに対する援護策がこの法律でできると裏づけがされたというふうに思ひます。それで、いわゆる孤児ですね、厚生省の数字でも二千五百二十五人でした。今まだおられるというところですけれども、半分の方たちは身元が判明しない、未判明孤児だという形で、ここが大きい二つに分かれます。

未判明孤児の人たちは、日本に帰つてくると、そこで家庭裁判所にお願ひをして、いわゆる戸籍をつくらせていただく、就籍ということをして日本人として認められるという形になる。こちらの、身元が判明した皆さんは、日本に帰つてきて一応戸籍にまた入るのですけれども、もともと戸籍があるわけですからその戸籍が復活されるわけですけれども、その後法務局の方からお尋ねがあつて、あなたは中国の国籍を持っていたのじやありませんかというふうなお尋ねがあるわけですね。入籍証明というものを、入籍証書を提出させられるというのがあるいは提出をしたというのか、そういう話になりますと、あなたは自発的に中国の国籍を持っていたからその時点であなたは中国人なんだという話になる。一たん日本に帰つてきて日本の国籍が復活させられたにもかかわらず、法務省からのお尋ねでもつていろいろと答えると、そこで日本国籍を剥奪されて一たん中国人に戻つてしまふ。日本人になつたかたつたら帰化をしなさいという話になつて、同じように中国におられる方たち、孤児の方たちが日本に帰つてくると、未判明孤児と判明孤児の間に随分差があるわけですね。

それで、この判明した孤児の人たちからすると、私はせつかく日本に帰つてきた、温かく日本に迎えられたにもかかわらず、日本の法務省は随分冷たい。せつかく日本国籍に戻つたのに、そこでそういう事情がわかつたというふうな話でまた中国籍に戻されて、日本人になつたかたつたら帰化しなさいというふうなお話になる。これに對して、戸島一行さんという方が九三年の十二月からずっと、日本国籍を返してほしいというところで裁判を起こしておられます。

ケース・バイ・ケースでの対応を法務省はされておられるそうだけれども、一体こういうケースはどのぐらいおられるのか、その辺はどういうふうにつかんでおられるのでしょうか。

○原説明員 先生のお尋ね、中国残留邦人の方から国籍認定が出されて日本国籍を喪失しているというケースがどのくらいあるかということにつきましては、具体的な統計は持つておりませんが、現在裁判所に係属している事件が二件ほどございまして、日本国籍を喪失しているという認定をしたケースはそれほどないのではないかとこのように認識しております。

○山本(孝)委員 実は、大阪の大阪中国帰国者センターの理事長の竹川さんからもこの件について要望を受けているわけだけれども、法務局の窓口に行くと、窓口で随分対応が違ふ。それも都道府県によつて違ふ、担当者によつても違ふ。随分ばらばらな対応だということなんです。

法務省の御説明を聞きますと、それぞれ個々のケースを聞いてみないとよくわからない。どういういきさつで中国の国籍をお取りになつたのかわからないので、その話を聞いて、それが自発的な意思だつたらそれは中国人なんだろうという話になるというわけなんです。そのところ、これは厚生大臣もよく御存じのとおり、中国の状況がああいう状況でしたから、やはり中国の人と結婚しないと生きていくことができない、あるいは無理やり中国籍にさせられた、あるいはさういふか、大臣がお話しになつたとおりの事情があ

るわけですね。その事情がわかっていけば、もつと温かく日本国としては、中国籍を持つていたんだから日本に帰化しないというようなことをしないで、まあ法務省としては厳しく対応しなければいけないと思うのですけれども、もう少し温かみのある対応は窓口でできないものなんでしょうか。そういうことに対して、こういうふうな対応をしないというところで、法務省としてそれぞれの窓口にお話しておられないのだろうか。その辺はどうなんですか。

○原説明員 先生御指摘のように、中国残留邦人の方々が戦後置かれた生活環境といえますが社会情勢といったものはかなり厳しいものであったというふうな認識しておりますので、中国国籍を取得したことも、生活をしていくためにやむを得ずしたという方がかなり多いのではないかと、うふうに私も認識しております。

したがって、中国国籍の取得が自己志望であったかどうかという日本国籍の喪失につながるこの認定に当たりましては、今までも慎重に対処してきたわけですが、援護法が成立して、今後さらに残留邦人の方々が帰国されるということですので、そういう趣旨を踏まえながら、残留邦人の方々の置かれた実情に即した国籍認定を今後行つてまいりたいというふうに考えております。

○山本(孝)委員 一つのケースとして聞いておりますのも、塩見都代子さんという方が、この方は中国では結婚をせずと日本人として生活をしておられた。中国から帰つてくるときも、中国のパスポートではなくて在北京の日本大使館発行の渡航証明書で日本に帰つてこられた。すなわち完全な日本人として帰つてこられたにもかかわらず、京都の法務局の方で、あなたは中国人なんだから日本国籍を取るためには帰化しないといふことで随分と帰化を強要されて、それに従つてしまったというお話があります。それで、この話はおかしいということ、今、申し立てをこれから

されようということになっていきます。

お伺いしたら、この関係の資料は全部公文書館の方に入っているのだから資料の取り寄せができないということなので、きょうのところはこのケースについての御回答はいただけないのでしょうかけれども、少し温かく、今のような趣旨で見守つてくださるという御答弁をいただきたいというふうに思います。

○原説明員 今先生御指摘のケースは大分古い事案でございますので、私も今までは調査をしていないところでございます。したがって、事実経過の詳細等を把握しておりませんので今どうこうということは申し上げられませんが、帰化によつて日本国籍を取得されたということは、先ほども申しましたように、自己志望によつて中国国籍を取得されたという認定がされて帰化申請が行われ、それで帰化されたという経緯だと考えておりますので、なお事実関係を調査してまいりたいと思つております。

○山本(孝)委員 よろしくお願いをします。井出大臣には、中国から帰つてこられた皆さんに中国語でお話をしていただき、大変に親近感を持っていただいていると思うのです。それで、こういう法律も昨年できました。実際、やはり日本の特に厚生省を頼つて帰つてこられると思うのですが、こういう、国籍関係に関しては法務省だ、日本で働くことに限つては労働省だというふうな、どうしてもここに縦割りの壁があります。そういう意味でもぜひ大臣として、御理解をいただいているので、今後ともしっかりと残留邦人の問題に取り組むをするんだという御決意を聞かせていただきたいと思います。

○井出國務大臣 今、山本議員の御質問をお聞きしながら、実は私、国会へ出てきて初めての質問が当時法務委員会でございます。残留孤児の皆さんの就籍問題でした。この就籍問題も、今よりはなかなかに難しいような状況だったものですが、時の法務大臣、遠藤要先生だったと思ひます。が、厚生省の援護局だけに任せないで内閣挙げて

取り組んでいただきたいというようなことをお願いしたことを今思い出しながら、御質問をお聞きしていただけたわけがあります。

中国残留邦人が、永住帰国後、日本社会で日本人として円滑に定着、自立していく上で、日本国籍を早急に回復し、または取得することは大変重要なものだと考えております。厚生省といたしましては、中国残留邦人がみずからの戸籍の回復等に当たっては、必要な資料の提供等の便宜を図つてきたところでありますが、来年度予算案におきましても、新たに、身元が未判明である孤児が容易に日本国籍を取得することができるよう、就籍を行うための費用を国が援助するための予算も実は計上しております。

国籍とかあるいは入管という問題は、確かに法務省の事務として、またそれなりに大事な分野でありまして、事がこういふ戦争に端を発したもののだけに、そこは、先ほどの山本さんの言葉がかりれば、血の通つたような対処をぜひしていただきたいと、私も個人的には思ひます。中国残留邦人の国籍問題の解決のために、厚生省としてもまた全力を尽くしていくつもりであります。

○山本(孝)委員 ありがとうございます。よろしくお願いをします。次の質問に移らせていただきたいと思います。きのうの朝日新聞の一面と三面に、アメリカの占領軍の関係の資料があつてというところで、一面の方では、報道機関がこういうふうになされていまして、報道機関がこういうふうになされていまして、いわゆるアメリカの国立公文書館に入っている秘密文書をもとにした記事が載つておりました。三面の方には、きょう三月十日は東京大空襲の日で、アメリカはこういう意図で爆撃をしたのだというふうなことが、やはりアメリカの資料をもとにした記事として書かれておりました。

国立国会図書館に憲政資料室というところがあるのだそうです。七八年からこういふG H Q関係の資料を、国会の議論もあつたので随分とお集めをいただいているようです。ただ、収集はして

いるけれども資料の整理もなかなか大変なんだというふうにお伺いをしていただけたわけですが、どういったような概要になつていて、今どういった点でお困りになつておられるのか、どういったことをなさりたいのか、そういったあたりを国会図書館の方からお話を聞かせていただきたいと思ひます。

○熊田国立国会図書館副館長 今先生からお話がございますように、国立国会図書館といたしましては、昭和五十三年から、主にアメリカ国立公文書館に収蔵されております連合軍最高司令部の文書、私ども、これをG H Q スキャップ文書と呼んでおりますけれども、これをマイクロフィルムによつて収集いたしております。現在、その関連資料も含めまして数千万ページに及ぶものでございます。

もともとこれらの資料は、アメリカ公文書館の中におきましてもかなり未整理の状態にございまして、これをそのまま一括して複製いたしておりますものですが、検索等も含めまして、かなりいろいろ問題点があることは確かでございます。これらはやはり専門的な立場から、いろいろまた御検討いただかなければいけないところでございまして、昨日の新聞報道にもございまして、大きな山の中から探しになつていられるというふうな状況でございまして、それらの整理等を含めまして、鋭意進めてまいりたいというふうに思つております。

○山本(孝)委員 いみじくもおしやいましたように、山の中から資料を探さないといけないという状況があります。数千万ページとおしやったけれども、数千万というところでいけば、恐らく五千とか六千万ページの資料が、このG H Qの関係のスクャップの資料だけでもあるのです。お伺いしましたら、それを、人員としては四人の方と非常勤一人の五人で、古い型のコンピュータを使って、一生懸命、今、カタログづくりという文献の目録づくりをされておられる。この数千万

ページと、四、五人という数を数えると、随分と資料の整理とかに時間がかかるようにも思うのです。

実際のところ、三十年たちますと、アメリカの方で、あちこちから秘密文書の公開が始まりますので、あれも出る、これも出てくるという状況がある。あちらの外交官の皆さんは、自分が引退しますと、それぞれ、大学の図書館に自分の関係の資料を寄附したりされていますので、アメリカ国内にかなり散在をしている。それを、アメリカに一人の職員が常駐をして、どういった資料があるのかというところを見ながら、必要であれば日本に持ってくるのだというところで今対応されておられる。そういう極めてお寒い状況の中なんです。

戦後五十一年の節目の年という中において、いろいろやる必要があることはあると思うのですが、私は、こういう資料の収集とか整理、それを国民の皆さんにアクセスしやすい状況に整備をしていくというところは極めて意義のあることだと思えます。そういう点で、今図書館の、概要は教えていただきましたけれども、どういうふうになさりたいのか、どういうところが問題なのかという点について、お話をしてください。

○熊田国立国会図書館副館長 今御指摘にありましたように、非常に膨大な資料でございます。ただ、こういった資料はかなりの文書の集団でございまして、ページ数でいいますと数千万になりますし、また件数にいたしましても相当な数になるわけでございまして、これらを一図書館ですべてを整理するということは非常に難しゅうございまして。

実際には、こういったマイクロフィルムをそれぞれ、例えば特定の大学がそっくりまたその部分を複製をいたしまして、その大学で細かな分類をつけた利用しやすいような形で整理をされているというふうなことがございまして、その結果をまた国立国会図書館の方にフィードバックをしていただくというふうな形をとっております。例えば、国立教育研究所が占領期の教育関係の

資料についてはそっくり複製をされて、その細かな目録をおつくりになっているとか、あるいは立命館大学でそっくりG・H・Q関係をおつくりになって、また個々のリストをつくっていらっしゃる。そういうふうなものをやはり国立国会図書館の方に、徐々にではありますけれども集積していき、結果的に国民の皆さんに十分アクセスできるように体制、ですから、アクセスそのものを保証した上で、利用についてはそういう研究機関の御協力を得ながらやっていきたいというふうな考えております。

○山本(孝)委員 特殊文書整備費というのだそうですけれども、予算が七千万円で動いておられるというふうにお伺いしました。

これから多分、今はアメリカ中心ですけれども、例えばイギリスですとかオーストラリアですとか韓国ですとかというところ、戦中、戦後、あるいは戦前の日本統治下におけるところの資料なんかもいっぱいあると思うんですね。そういうものもぜひ集めたいというふうなところ、二〇〇二年になりますと沖繩の返還関係の文書がオープンにされて、こういう文書もぜひ日本に持ってきたというふうにお考えだと聞きます。

例えば映画のフィルムとか、米軍さんが随分たくさん日本の状況を撮影をしているものがあるわけですから、かつて早乙女さんのところで、そういったものを民間の基金で持つてこようというふうな動きもあったわけですから、国として、こういう映画フィルムなんかもぜひ日本として保存をし、後世の人たちに事実を知ってもらう、こういう資料を収集しておくことが大変大切だと思うわけですから、今後そういう映画のフィルムというふうなこともお考えなのか。

そして、イギリス、豪州、韓国といったような資料も、それからアメリカに点在しているような資料もお集めになりたいというふうなお気持ちがあるのか、その辺はどうなんですか。

○熊田国立国会図書館副館長 現在進めております計画も、既に十数年を経過いたしております。

まだアメリカにありますが占領期の文書も十分収集し切れていないという状況でございまして、その先どうするかというところについては、現在のところ、まだはっきりした計画は持ち合わせておりませんが、少なくとも、アメリカにありますが公文書館の資料は十全な形で収集してまいりたいというふうな思っております。

○山本(孝)委員 これもひとり国会図書館のお仕事というのではなくて、日本の国として、政府としてどういうふうに対処していくのか、どういうふうな予算をつけ、人をつけてあげるのかということにかかわってくるんだというふうに思っています。

今、同時並行的にといえましょうか、内閣の外政審議室のところでアジア歴史資料センター、村山さんの昨年八月の談話をもとにしてこういう計画が進んでいるわけですが、六月には大体どういったものをつくりたいんだという話で最終報告が出るというわけですが、今どういったところまで資料センターについて、今どういったところまで検討が進んでいる、大体どういったものになりそうなのか、その点についてお話を聞かせてください。

○石田説明員 アジア歴史資料センターの設立検討のための有識者会議というものが現在設立されておりまして、先生御案内のように現在検討が進められております。現在までに四回の会議が開催されておりまして、それで、この主な議題と申しますのは、センターの事業内容、それからもう一つは運営や組織のあり方といったものでございまして。

それで、これまでに進められておりますものは主にセンターの事業内容についてございまして、アジアと日本とのさまざまなかわりに関する歴史資料、それから文献等を幅広く収集、保存する、それを整理、検索する、そういうシステムを整えるとか、あるいは内外の研究者や国民一般の利用に供していく、また、さまざまな交流の場を提供する、そういった事業を中心に行っている

ちよいのではないかといた点では基本的なコンセンサスがあるというふうに考えております。

その他、さまざまな活発に御議論が行われておりまして、最近では、先ほどの二本の柱の中の一つのセンターの運営のあり方についても含めて議論が行われているという状況でございまして、事業の内容も運営のあり方も相互に関連するテーマで、どちらもその議論の途中でありますので、現在、この時点で何か結論に近いものが出てくるというわけではございませんけれども、いずれにしましても、ことしの六月末までにこのセンターの基本的な方向づけを何か提言のような形で有識者会議におまとめいただければと考えております。

○山本(孝)委員 この設立構想に関する意見とか提案を広く一般の方たちからも求めているというふうな聞いておりますけれども、今までのところ、どういった内容のものが来ているのか、何点ぐらい来ているものなのか。

○石田説明員 これは二月九日に意見・提案募集の記者発表を行って募集を始めておりますけれども、現在までに二十件程度、正確には昨日までで二十一件、そのほか匿名で一件ございまして、内容につきましてはさまざまございまして、比較的真摯な意見が多いわけですから、我々今後、こういった意見募集についての周知に努力してまいりたいと思っておりますので、また応募数がふえるのではないかと期待しております。そういったところですが。

○山本(孝)委員 内容については一般に公開されることを予定してございますが、ぜひ公開をしていただきたいと思います。ここに日本の皆さんの意見が集約をされてくるというふうな思っております。

きょうの本論は、実は平和祈念館ということについて厚生省にお伺いをしたいと思っておりますけれども、今何らかの決議を国会でしようという話がある。それが不戦であったり反省であったり謝罪であったり恒久平和であったり、いろいろ

ろな人によっていろいろな言い方があるわけですが、戦後五十一年の節目の年に日本の国民としてあるいは国会として何らかの決議をしたいというふうに私も思います。

ただ、そのときに、この平和祈念館のこれまでのいきさつを見てみると、あるいはこの決議をめぐるいろいろな議論を聞いておりましたも、五十年という話の中では、このチームの中ではなかなか皆さんの気持ちの一つにはなりにくいんだなというのが正直思うところなんです。平和祈念館構想も委員の方が責任をされたりということと、実際に紆余曲折をしております。最初に聞いたときはことしにはもうできるという話が、年内着工も無理かというような話になってきているように聞いています。何となく三年前の振り出しに戻っているような気がするのですけれども、今どういうふうにお取り組みをされているのか、厚生省はどう考えておられるのか、そこを聞かせてください。

○佐野(利)政府委員 確かに先生から御指摘いただいたような状況が見られるわけでございますけれども、多少振り返って経緯を申し上げさせていただきますと、平成四年に戦没者遺児記念館基本計画案検討委員会というところからこの遺児記念館についての基本構想・基本計画が提出されました。これを踏まえて平成五年度の予算においてその建設計画が予算化されたわけでございます。そして、平成五年の六月から、建物につきましても設計を契約いたしまして設計に入りました。それで、平成六年三月に、でき上がった設計をもとに建設工事の契約を既に締結いたしておるところでございます。そして、平成六年度に入りまして、あわせて建築のための具体的な諸手続、法的な手続などを開始いたしております。平成六年の七月には建築許可もいただいたわけでございます。したがって、そういう面からいいますと、法的にはいつでも着工できる状況に今はあるという現状ではあるわけでございます。ただ、この過程におきまして、建物のデザイン

を初めといたしまして、例えば展示内容のあり方など、いろいろなこの施設につきましての御意見が各方面から寄せられるようになってまいりました。そういう状態を踏まえまして、余り固定観念を持った形で着工を急ぐということもいかがなものであろうかということ、今現在では着工を見合わせておりました。できるだけ幅広い御意見を踏まえまして、当初構想にできるだけ沿ったような形ではあるけれども御意見にも沿えるような、何かそういう面はないかということ、今各種の御意見を踏まえながら有識者の御意見を徴しているという段階でございます。

○山本(孝)委員 各種御意見を聞いたらますますまとまらなくなるのじゃないかというふうに思いますが、この議論のいきさつを聞いていても、委員の皆さんも、たった十人の委員の中でもやはりもう嫌だといってやめてしまおう、厚生省独走だということ、それが当たっているのかどうか知りませんけれども、そういうことをおっしゃる方たちもあると新聞には載っております。

そうすると、今まだ見合の段階ですね。これからどういった方策で取り組もうとしておられるのですか。

○佐野(利)政府委員 いろいろな御意見の中でまず建物に關します御意見は、周辺の皆さん方といろいろとお話し合いをしている過程におきまして、例えば建物が建ったときの日照でありますとか風害、電波障害、あるいは周辺の生活環境へ与える影響などというふうなものについていろいろの御意見も出ております。これらにつきまして、それなりに一応の代替案といえますが修正案を住民の皆さん方に御提示を申し上げて、おおむねいわれる町内会単位の大きな段階では住民の御理解をいただけたものと一応判断いたしておるところでございます。

ただ一点、デザインにつきまして、これは周辺の景観とかなり大きく調和を損ねるというふうな御意見がありまして、これは大変印象にまたがる問題でございますので、なかなか難しいわけでは

ございますけれども、その点につきましては、何らかの接点がないかどうか、それは設計者のお立場もございまして、また私も発注を既にした経緯もございまして、どの程度までの修正が可能なのか、その点も十分含めまして、設計者の方と打ち合わせていただけるようにということで、今建設省にその仲介方をお願いいたしておるところでございます。

また、実際の後々の運営形態等につきまして、特に大きな意見の違いは、例えば展示内容をめぐりまして、片や遺族の心情を十分配慮したような展示内容を考へてほしいという御意見がある反面、片っ方におきましては、日本が侵略的行為でいろいろと御迷惑をおかけした地域の方々の立場に立った展示内容を十分に出すように、こういう御意見もございまして、こういうような御意見をそれぞれ歴史観、価値観に立って取り入れていくのはなかなか難しいんじゃないかというものが、実は現在お聞きしている専門家の皆さん方の御意見でもあります。

そういうことから、展示内容というものは、そういういわゆる歴史的な価値観に非常に関連したものについてはできるだけ避けた方がいいんじゃないかというふうな形で、そういう方向性がとれないかどうか、これを目下、最終の詰めの段階にまで来ております。

○山本(孝)委員 結局、展示は外すという話になってくると、図書館的なか博物館的なか資料館的なかというお話があつて、博物館的なところはなくなっていくということ。図書館的なところの知りませんけれども、ここも資料をいろいろ集めてやっていきたいというお話なんです。既に、GHQ関係云々は、さつきも御答弁いただいたように国立国会図書館に随分資料としてはある。何か、同じような性格のものをあちらこちらでやっていても仕方ないんじゃないかなというふうに思うのです。

意見はまとまらないというのが、実はこの平和祈念館構想を見ていると思う話。単にデザインの問題だけじゃどうもありませんよ。無理やりそのデザインの手直しをしてまたやろうというの、これも無理があるだろう。検討委員会の中にデザイナーの人が入っていたというの、これもやはりおかしい話と呼んでいるところの一つだと思うので、すけれども、そういう意味からいけば、これはもう白紙に戻していいんじゃないか。百二十三億でしかたしかなかった。実際の展示内容の検討も進まない、運営方法もよくわからないというので話がそこから先進まない。検討委員会も十カ月ぶりにようやく二回目が開かれて、そこでああいう紛糾をしている。こういう状況であれば、一遍これは白紙に戻して、何が今一番必要なかというところを考えた方がいいのではないかと。

運営主体も結局日本遺族会というところで、もともと遺族会が要望されてこういう構想が出てきて、それが厚生省という枠内でやるには遺児の皆さんを慰藉するための施設ということにもせぬといかぬかなと、遺児記念館のようなものが出てきた。でも、それでは国民のお金は使にくいので、平和祈念館というふうな名称も変えた。まさに名が体をあらわすがごとくに、だんだん構想が変わっていった。結局、本当はつくりたいというものがあつたんだけれども、いわばコンセンサスが得られなかったのだからそこを止めておこうという状況であるならば、これは一遍話をもう一回、議論も振り出しに戻っているわけだから構想そのものも振り出しに戻して、今日日本が一番何を求めているのか、何が必要なのかということにお金を使うというのが行革の観点からいって一番いいことじゃないかというふうに思うのですけれども。

○佐野(利)政府委員 お言葉ではございますが、私どもの方としたしましては、それはど悲観的には実は考えておりませんで、事柄の本質のところ

といいますが、厚生省としてこういう施設をつくるということについては御理解をいただいているのではないかと、今御理解をいただいているわけでごいまして、ただ、その過程におきまして、確かに、いろいろな事務手続の面で手順を踏んできた過程におきまして、例えば委員の皆様方に十分説明が不足した面が多少あったかもしれない。ですから、デザインの問題なんかにつきましても、なかなか御理解が得られなかった部分もあったのかもしれないというところがありまして、そういう点では、先ほど先生からもお話がありましたように、幅広く情報を公開をするような形で、皆さん方の意見も入れてできるだけオープンな形でこのあり方をきちんと決めていくという形を考えていきたいと思っております。

ただ、基本的なところは御理解いただけていますので、基本構想の問題について特にそこを否定するということではないし、また、確かに建築の時期はおくれましたけれども、五十周年を迎えて、こういうふうな戦争をめぐる歴史が非常に風化している状態のときにこういう施設を整備して、先ほど先生からのお話もありましたようなああいういろいろな、例えば外国のデータや何か、そういうデータバンク的な要素もこの中に含んでいくという形で特化をしていくということも可能であろうと思えますし、戦中、戦後の厚生省的な、いわゆる国民生活上の労苦をあらわすようなそういう資料館といえますか、あるいは博物館といえますか、そういうようなものとしてそれを特化することは十分可能であろう、こう考えておるものから……。

○山本(孝)委員 これからまた議論が進んで、どういうものをつくるんだという話が、まあ自信を持ってやれるとおっしゃっているけれども、僕は無理だと思ふのだけれども、そうすると、そのアジアの歴史資料センターの構想あるいは国会図書館の憲政資料室のお話、そういうところとの調整が必要になると思うのですけれども、調整はされませんか。

○佐野利政府委員 先ほど外政審議室の方からの御答弁で、まだはっきりした歴史資料センターの方の構想も固まっておるわけではないものですが、今のところ、その設置目的なりあるいはつくり方としておられるところの分野が多少私どもとは違っているのではないかと、それなりに調整は図られているというふうにも考えておるわけですが、けれども、具体化した段階で、その中で調整を図るべき分野があるならばそれは十分図っていくかなければならない。

ただ、私どもとしては、恐らく相補うような立場になるのではないかと。お互いに補完し合って、まさにこういう戦争をめぐるような歴史を、学者の方々あるいは研究者の方々にいろいろな資料を提供するときにどこに何があるかをきちんと提供できる、そういう全体のネットワークといえますか、そういうものをつくったときのその中の貴重な一つとして位置づけられるのではないかと、こう考えておるところでございます。

○山本(孝)委員 昭和五十年の社会労働委員会での当時の田中厚生大臣が、空襲や戦災の記念館のようなものをつくりたいという御質問に対して、厚生省所管でないような気がするなというふうに答弁をされておられる。今度の平和祈念館構想を見ても、これはどうも厚生省の話ではなくて政府全体がやる話なんだなというふうに思えます。そういう意味で、この戦後五十年の節目の年に何を残していくのか、何を残していくのか、そういう観点でぜひ振り出しに戻って、これはさきでけさんとしては一番行革に取り組んでおられるわけだから、こういう建物を建てるというところに百二十三億円もお金を使って、何ができるのかかわらない、運営も遺族会がやるんじゃないかという内容になるのか、そこも検討の詰めができない。展示をするという話になると、これもややこしい話が出てきて、結局、資料館的なものしかできない、そういう話になるのであれば、あちこちから出てくる構想をひとつ調整しながら、閣僚の一人として厚生大臣にひとつ、これは厚生省の仕

事だからというんじゃなくて全体を視野に入れたら取り組みをしていただきたいと思いますので、質問を終わりたいと思います。

○井出国務大臣 この戦没者追悼平和祈念館につきましては、今山本議員いろいろな経緯も御指摘ございましたが、まさにそのような経緯をたどって現状にあるわけでございます。私としては、ましては、せっかくつくる施設が国民の多くの皆さんに喜ばれる施設にならなくちゃ困るわけでございます。そういう意味では、法的な手続が済んでいるからもう一つでも着工してもいいんだというふうには全く思っておりません。専門家に

よる委員会の先生方の中にもいろいろな御意見が出ておられるようで、中には辞職、辞任届を出された先生も何人いらっしゃって、その点、私も実は苦慮しておるわけですが、たまたまアジア歴史資料センターの構想も昨年から出てきておりまして、これとの関連がどうなるかということも、恐らくこの有識者から成る委員会においてもこれから御議論がなされていくんじゃないかな、こんなふうに私は思っております。ですから、一日も早く、今辞表を提出された先生方に慰留を申し上げておるところでございますが、ぜひとどまっていたらいい、いい方向を委員会としてお示しいただきたい、こう今私は考えているところでございます。

確かに、厚生省としてやる場合、どうしても援護局の仕事となりますと、なかなかいろいろない、私自身、個人的にはこういうこともしたいなという事はないわけではございませんが、どうして厚生省の事業としてやるにはなかなか大変な問題もあることも事実であります。そんな中に、今申し上げましたアジア歴史資料センター構想も出てきておりましたから、これとの兼ね合いといいいますか、調整がどうしても必要な時期に来ておるといふことは私も考えておりますから、そこをよく見通したりあるいは調整をしながらやっていきたい、こう考えております。

○山本(孝)委員 ありがとうございます。終わります。

○岩垂委員長 福島豊君。

○福島委員 新進党の福島豊でございます。本年は、戦後五十年という節目に当たる年でございまして、また本日は、東京大空襲から五十年という日に当たると先ほどお話がありました。その意味で、今回審査される法案でございますが、私は基本的に賛同するものでございまして、この法案にとどまらずに、戦争によって被害を受けた多くの方々に對して今までになされてきた政府の対応万般にわたりまして、お聞きしたいと思っております。

とりわけ戦後補償ということで政府がなされてきたさまざまな対応が、公平という観点といえますか公正という観点から、一体どうだろうかと思身は疑問に思うところが多々ございます。

まず第一番目に、これは大臣にお聞きしたいわけでございますが、日本の戦後補償、これは国民に對してのものもありますし、またアジアの諸国に對して、またその国民の皆様に對してのものもあるかと思ひます。この戦後補償に關してでございますが、この五十年に当たりまして、これは完了したんだ、完了しつつあるんだ、もうかなりこのことを日本はやってきたんだ、そのように大臣がお考えであるかどうかということでございます。

これはずっと私、今までの議事録等読んでおりました、その時々でそのときの政府はいろいろなことをおっしゃっております。例えば昭和四十二年、これは引揚者に対する特別交付金が二千億円ほど支出されたときでございますけれども、このときに政府は、戦後の処理について一つの区切りになったんだという話をしておりました。しかし、またその後もさまざまな問題が出てまいりまして、これはよく知られておりますが、昭和五十九年に戦後処理問題懇談会が設置されました、その答申を受けて昭和六十三年の平和祈念事業特別基金等に関する法律が成立したわけござ

いますけれども、このときも当時の小淵官房長官が、今回のこの法律案をもちまして戦後の問題についてはすべて終結させる、そのような御発言をしております。

これはいろいろならえ方があらうかと思ひますけれども、しかし、この一連の御発言を伺っておりますと、終わらせたい、とにかく終わらせたい、その思いだけが先行して、現実にある問題、いろいろな問題があるわけですが、その問題に真正面から向かい合うというのを避けてきた、そういうような気が私はしてなりません。ふたをしてしまふ、ふたをして終わらせる、しかし、そのふたの下からまたいろいろ問題が出てくる。ですから、昭和六十三年にこのような発言がありましたけれども、それ以後も、例えば中国残留邦人の問題であるとか従軍慰安婦の問題であるとか、また軍事郵貯であるとか軍票の問題だとかいろいろ問題、引き続きやはりいろいろな声が上がっております。

そういう結果を考えると、この戦後五十年というのは本当に節目であつて、今までの対応は一体どこまで、もし十分だったとすればどこまでするのかというのを改めて真剣に政治家は考えなければいけないと思ひます。

この点について大臣、厚生省の所管で、厚生大臣でございましてその立場からはお答えできることは限られておると思ひますが、政治家として、また個人としてどのようにお考えなのか、まず御見解をお聞かせしたいと思います。

○井出国務大臣 今福島委員御指摘の昭和五十九年ですかの戦後処理問題懇談会報告書において、戦後処理の基本的なあり方についての検討結果が報告されたことは私も承知しておりますが、ここでは、主として恩給資格者問題とか戦後強制抑留者問題及び在外財産問題等についてかなりの突っ込んだ御報告をいただいておりますので、これだけ戦後処理問題とは私は個人的には思っておりませんし、ましてや完結しているとは

到底思えません。

先ほど申し上げました中国残留孤児の問題一つとりましても、私は、まだまだこれから今後もういう皆さんの名乗り出てこられる可能性は十分あるわけでございますから、そういうものにつきましましては、やはり仮にどんなに時間がかかっても私たちは逃げてはならない問題だと思ひますし、そういう方向で対処していくべきだと思ひます。

これはまた先ほどの質問に対するお答えと少しダブつてしまひますが、戦後五十年、いきなりといひますか二、三年後に冷戦構造に組み入れられて今日まで来たものですから、そのときの選択としては私は間違つていなかったと思ひますが、むしろ冷戦構造が崩壊した今、冷戦構造じゃなかったらもっと早くに出てきた問題が逆に今ごろになつて出てきている問題も多々あるのではないかなと思ひますから、我々を含めて、戦争あるいはあの時代を知らない世代が人口の三分の二ぐらいになつたにしても、やはり私たちはそういう日本の歴史を背負っていくべきだ、こう考えております。

○福島委員 大臣のお考え、承りました。

今回の法律案におきまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法の支給額の引き上げ、これは恩給法との関連、また諸経済情勢の変化等勘案しまして当然の措置であらう、そのように認識いたしております。

同時に提出されましたこの特別弔慰金の問題でございまして、これは昭和四十年、また五十年、六十年と支給されてきたわけでございますが、先ほどもこれは御質問がありましたけれども、これを今後引き続き行ふのか、これはまた十年後に考えますということでございますが、日本の戦後補償の体系の中でどういうような位置づけにあるのかというか、その点についてのお考えをお聞かせしたいと思います。

○佐野(利)政府委員 この点につきましては、先ほど荒井先生に対してお答えしたのと同じ形にな

らうかと思うのですけれども、終戦二十周年、三十周年、四十周年というそれぞれの節目のときに、それぞれその時点時点におきまして、そのような恩給等の年金をもらわなくなった方々に対しての何らかの措置は必要ではないかということ、その都度御判断をいただいたことではなからうか、こう思っております。

今回は終戦五十周年の大きな節目に当たつておりますので、この軍人恩給等を受給していないという戦没者の遺族の方々に對してどうしたものだろうかというところで、私も少しは思ひましては、改めてこの際弔慰金の意をあらわすということの必要性を考えて、この特別弔慰金の改正案をまたお願いしたいということでございますが、このような施策を今後ともとり続けるかどうかというところは、やはりその時点時点の社会経済情勢をよく見きわめて判断をさせていただくことにならうかと思ひますので、十年後どうこうするということとはちよつとこの場でお答え申し上げるわけにはいかないのではないか、こう思っております。

○福島委員 それは一つは、十年後どうこうと今語れないということですが、戦後いつまで続くのかという、これはもう十年後やうてはいかぬという意味ではないのですけれども、戦後用意をあらわす、戦後の補償をしていくということ、政府としてこれはどういう時間軸の中で考えているのかということなんです。十年後、また十年後、十年後と、それはそんなにならぬと思ひますけれども、政府として一つの区切りというのは一体いつなのか、そのあたりの考えなんです。どうでございましょう。

○佐野(利)政府委員 再度の同じようなお答えになるかと思ひますが、今回はとにかく五十周年という一つの区切りでございまして、何とかこの際、再度特別弔慰金をお願いしたい、こういう判断をいたしましたわけでございます。これはやはりその時点時点における社会経済情勢をよく見きわめて判断すべきことであらう。ですから、十

年後になつた段階の社会情勢等を考えて、その段階でまた必要があるかどうかを判断せざるを得ない、こう考えておる次第でございます。

○福島委員 若干数字的なことをお聞きしたいのですが、特別弔慰金でございまして、今まで三回にわたりました支給されました。今回は六千四百億になるというふうに御報告いただきましたが、今までの総計というのは一体幾らぐらいになるのございましょうか。

○佐野(利)政府委員 節目のときに必ず出さ形になつておりました、途中追加的に補完をしたのは、それぞれの周年の間にありまして多少の補完がございまして、それを全部合算しますと、国債額といつたしまして六千五百三十八億という額になつております。

○福島委員 六千億を超える、今回の額を入れますと一兆二千億ということになります。私がこの戦後補償ということを見つてきて、個人的にですが感じるということというのは、二つの格差があると思ひます。

一つは、国内的に、軍人軍属であつた方と一般の戦死者の方の格差というのは非常に大きい。また、日本の国内と国外の問題です。この格差も非常に大きい。国籍を持つてゐる人と持つてゐない人の違いというのは非常にあります。今回の特別弔慰金も、今までの経緯を考えると大変な大きな額であるというふうに考えます。ですから、その問題を考えるときに、反対するものじゃありませんけれども、しかし、国内の問題また国外の格差の問題、これをどうやって埋めていくのかというういうことはやはり考えなきゃいけないのじゃないか、そういう思いがいたしておられます。

その第一点として、戦後の強制抑留者の方、先ほどもシベリア、モンゴル等お話しございましたけれども、この点についてお聞きしたいと思ひます。

本日は、総理府の方にわざわざおいでいただきまして、お話を伺いたいと思ひます。これは先ほど申し上げましたが、昭和六十三年に平和祈念事

業特別基金等に関する法律が制定されてこの基金ができたわけでございます。そのときの議事録をずっと読んでみまして、これでいいの、特別基金をつくるというだけではないのかという議論がたゞさんあった。また、当時与党でありました自民党のサイドからも、これじゃやはり不十分なんじゃないかと議員立法の動きもありとか、またこの法案のときには、それを受けて野党の側が共同して対案を出したというふうな経緯があったというふうに認識いたしております。シベリアの極寒の地で、戦争が終わったにもかかわらず強制抑留を長いことさせられ、また強制労働させられたという方に対しての政府の対応としては、私は不十分じゃないかというふうに素朴に実感いたしております。

しかし、当時この法律ができてまして、そしてさまざまな事業をやっていくんだという話になったわけでございますが、それから七年たちますが、この間一体どういう事業が行われてきたのかというところについて簡単に御報告をいただきたいと思っております。

○戸谷説明員 お答えいたします。

いわゆる戦後シベリアに強制抑留された方々に對しましては、平和祈念事業特別基金等に関する法律に基づきまして、私どもの所管の業務で申し上げますと、まず基金法に基づきまして、恩給等を受給されておられない方、これはそれぞれ軍務に服したということで恩給等を受給されておられる方もおられますし恩給年限に達してない方もおられるわけでございますが、その恩給等を受給されておられない方に対しては、内閣総理大臣名の書状、銀杯の贈呈、それから慰労金、これが十萬円の交付国債でございますが、支給を行っているところでございます。

それから、恩給等を受給されておられる方、こういう方々に対しては、先ほどの書状及び銀杯で三つ重ねになっておりますが、これを贈呈する事業を行ってきております。

また、現地で亡くなられた方、これにつきま

しては、その遺族に對し、内閣総理大臣名の書状及び銀杯を贈呈しているところでございます。それから、こういうシベリアに抑留されたという方々を初めいたしまして、関係者の御苦労を後世に語り継いでいく事業ということで、当時の関係者の御苦労に関する資料の収集、保管、それからこれら収集した資料を展示する平和祈念展や講演会の開催、御苦労を皆様に書いていただきまして、それを記録にとどめて出版する等の事業、さらには関係者の方々が行う慰霊事業の助成、こういうものを実施しているところでございます。

以上でございます。

○福島委員 今さまざまな事業を行っておるというお話でございます。この法律ができる際に、大きな議論のポイントというのは、抑留中に強制労働させられたその賃金、これは当然支払われていない。この賃金はどちらが払うのかという問題もありませんけれども、しかし、例えばアメリカ等の例を見ても、抑留国が支払わない場合には被抑留国の側が直ちにそれに対応するんだ、そのような法律があるということが、この議事録を読んでもおきまして書いてありました。それは一般的な国際法の捕虜の取り扱いについての慣行からいっても、そのような対応をしておかしくないことではないんだというふうに私は感じました。その慰労金ということは大変大切なことでありますし、またありがたいことでもあると思いますけれども、しかし、基本の論点の一つというのが、強制労働させられたそのときの労賃は一体どうなるんだ、それが持ってくれるんだという話がやはりあるんだと思うのですけれども、この点について、なかなか御答弁は変わらないかと思っておりますけれども、御見解をお聞かせしたいと思います。

○戸谷説明員 先ほどから申し上げておることでございますが、政府といたしまして、昭和五十九年の戦後処理問題懇談会報告におきまして、いろいろ御議論はあったわけでございますが、国として措置すべきものはない、しかし、関係者に対して

て衷心から慰藉の念を示す事業を行う特別の基金を創設すべきであるという提言をいただいたところでございます。この提言に沿いました平和祈念事業特別基金等に関する法律を制定し、同法に基づきまして、昭和六十三年七月に特別基金を設立して、申し上げましたような慰藉事業を実施しているところでございます。

重ねて申し上げますと、とりわけシベリア抑留者に対しては、戦後酷寒の地で強制労働に従事させられるなど大変御苦労された、こういうことを考慮いたしまして、慰労金の支給、慰労品の贈呈を行ってきているというところでございす。したがって、私どもといたしましては、今後とも基金法に基づく慰藉事業を適切に推進することにより関係者の心情にこたえてまいりたい、そういうふうに考えております。

○福島委員 なかなかわかりましたというふうには申し上げたいのでございますけれども、続きまして、この特別基金に関する法律というのは、強制抑留者の方も一つの対象になっておりまして、また恩給資格者の方も一つの対象になっておりました。

この恩給資格者の方の問題でございますけれども、この方たちに対しては、今の強制抑留者の方と同じように書状であるとか銀杯であるとかそういう慰労の事業というのが行われている、それは先日お聞きいたしました。しかし、やはり慰労というところだけで本心に済むのだからという思いが率直にいたします。その恩給を受ける資格、一つの年限というのがある。これはあくまで非常に人為的なものですね、何年という話に聞かしては人からオール・オア・ナッシングという話になるんやろうかというふうに僕自身は思っています。戦後五十年、一つの節目でございます。この恩給資格者の方に対しては、確かに基金に基づいた事業というのはありますけれども、改めてこういうふうにしていくとか、こんな対応ができたのかとか、そういうものがもしあればお話しした

いただきたいと思っております。

○戸谷説明員 お答えいたします。恩給資格者の方々に對しましては、先ほどから申し上げておる基金の方で、外地勤務等の経験があり、加算年を含む職年が三年以上ある方に対しては、内閣総理大臣名の書状、銀杯及び慰労品の品を贈呈しているのが現状でございます。

それで、これは基金の枠組みという中でいろいろなことを考えなければならぬということでございますが、将来のことはちょっと私の方から申し上げるのは控えさせていただきます。平成七年度の予算案におきましては、私どもといたしましては、遠い異国の地で苦勞されたということで、外地勤務等の経験がありまして、現在持っております、先ほど申し上げました加算年を含む職年が三年以上ということでございますが、これに近

い御苦労をされたということで、加算年を含む職年が三年未満でありまして、實在職年で一年あれば内閣総理大臣の書状及び銀杯まで贈呈をいたしたいという改善を盛り込んで予算案を提出しているところでございます。

それから、こういう個別に慰藉をするという事業のほかに、恩給資格者を初めとして、先ほど申しました関係者の御苦労を後世に語り継ぐという事業の中では、恩給資格者につきましてもそれぞれ御苦労された御苦労を書いたりして、それを集めて出版をいたしますとか、資料について私どもとして保管の任に当たらせていただいて、それを多くの方に見ていただくようなことをするとか、そのような事業を実施しているところでございまして、こういう点につきましてもまた努力してまいりたいというふうに考えております。

○福島委員 皆さん御高齢になられておりますので、文章を残していただくといえども、亡くなられてしまえば文章も残せないということもございすから、なかなかその枠の中だけではできないのだとお話がありましたけれども、枠の中での対応もぜひ迅速にしたいのだというところが第一点と、この事業そのものも、今までの経過を聞いていまして、百億をちょっと超えるくらいだ

というふうなお話であったと思うのですけれども、ですから、特別弔慰金の額の百分の一以下になるんだというふうな思いがいたします。難しいです、公平とは一体どういうことなのかということにしましては、しかし、私自身としては、もう少し何とかならないかなという感じを持っています。このことを再度述べさせていただきたいと思ひます。

総理府の方、以上で結構でございます。どうもありがとうございます。

引き続き、この援護法に関してでございますが、これに関しては沖縄の問題をお聞きしたいと思います。沖縄では市民を巻き込んで大変な悲惨な戦いが行われたわけでございます。その犠牲者の皆様に対して、一般の市民の方でございますけれども、この援護法の適用は一体どのようなになっているのかということについてお聞きしたいと思います。

○佐野(利)政府委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法でございますけれども、これは軍人等と雇用関係にあるかまたは雇用類似関係にあった者が戦争公務によって死亡し、または障害の状態になったときに、その人に対して国が使用者の立場から年金等を支給する、こういう形になっておるわけでございます。ですから、雇用関係が非常に重要視されておるわけでございますけれども、しかしながら、民間人であられましても、銃撃戦等、現実には具体的な戦場の中で、具体的な戦闘行為に關する軍の命令によりまして軍人らとともにその戦闘に参加した、こういう事実がある方々につきましては、例外的に雇用類似の関係にあった者とみなしまして、準軍属としての戦闘参加者として軍人等と同様に使用者の立場からの補償というところを行って、この戦傷病者戦没者遺族等援護法の対象にいたしていただくことができます。

まさしく今先生からお話ございました沖縄におきまして、昭和二十年四月一日に米軍が沖縄本土に上陸して、我が国の国内では唯一の地上戦が行われた場であるわけでございます。そこでは

民間人、婦女子ともに巻き込まれて、そこで総力戦が展開されました。ここで多数の犠牲者が出たわけでございますけれども、この犠牲者に対しては、このような戦闘行為のもとにおきまして、このように犠牲者に対しては、民間人等につきましてもこの援護法の対象で、遺族年金あるいは障害年金の支給をいたしていただくことができます。

○福島委員 戦闘に参加された方は援護法の適用になるということでございます。戦闘に参加するということ形態もさまざまな形態があらうかと思ひます。

その中で、現地で要望が出ておりますことのひとつとして、これは一九四五年ですが、八重山郡の住民が日本軍の命令でマリアの有病地帯に強制移動させられた、その結果、マリアにかかって三千六百名余りが死亡しているという事実がございます。このマリアの有病地帯に移動したことは戦闘参加ではないんだというお話もお聞きいたしました。しかし、だれも好きこのんでマリアの有病地帯に逃げていくというではありませんで、軍の命令で、軍の作戦上の必要として移動したんだということを考えたときに、それは戦闘参加、これはいろいろな意味合いがあると思ひますけれども、広くとらえればそういうことの中に含めていいのじゃないかというふうな気も私はいたします。

ちなみに、陸軍省、海軍省は軍の作戦行動に協力する住民組織の行動計画というものをつくって、その中で「沿岸警備計画設定ノ基準」ということを通達しておる。その住民対策として住民にどのようなことをさせるのかということ、事前移住、避難、退去というふうなことがあるわけですが、その退去にこれは当然なんだというふうなことが認識ある本には示されております。

実際に何か問題があつて、市民がみずからの判断で移動していったというのでしたら、それは一般の戦災者の人と同じであるという認識も当然です。

これは成り立つと思うのですけれども、命令によって移動したということであれば、これは作戦行動の一環というふうなことで広くとらえて、そこで起こった犠牲者に対しては援護法を適用すべきではないかというふうに私自身は感じるのですけれども、この点についての御見解をお聞きしたいと思います。

○佐野(利)政府委員 これは今先生からまさしくお話が出ましたけれども、さきの大戦は日本国じゅうが、いや応なく日本国民すべてが巻き込まれた戦争であつたのではないかと思ひます。ですから、一般の戦災者の場合であつたとしても、いろいろな面であつた面では関係する部分があつたかと思ひますが、それをどの段階で、どういう判断基準で区別といたしますか、区分けをするかということではなからうか、こう思ひます。

私どもの方は、基本的には、先ほど御説明申し上げましたけれども、雇用契約というのが一番の基本のものである。ですから、ぎりぎり雇用契約であつて、そして日本国政府というよりは使用者責任として、いわゆる雇い主、使用者という関係での使用者責任としての立場からの責任を果たすというのがこの遺族等援護法の趣旨ではなからうか、こういうふうな位置づけでおるわけでございますが、そのときに、そういう雇用契約というもの、具体的に雇用契約としての文書や何かがあったとしても、現実には戦闘行為に参加した者についてまではもういいではないかということ、ここでいまだ何と線が広がらないか、そこにある意味でいいますと、ぎりぎりの段階で、そこまで直接民間の方で雇用契約がないものについて、具体的に銃撃戦や何かの戦闘のさなかに、実際に砲火のさなかに置かれた状態にある、そこですでに軍と協力して同一行動をとつたということ、これを一つのぎりぎりの段階の区分け、こういう形で位置づけておるとございまして、今先生のおっしゃつたような、それとは離れたいわゆる作戦行動、その作戦行動の参加の云々について

はまたこれも人によつてはいろいろと話があるようでございますが、そのところを、直接戦闘行為の下とは離れた分野におけるそういうものについてまで範囲を広げるということとは、これは逆に今度、一般戦災者の方々の均衡というふうなことから考えても、ちょっとそこは無理ではなからうか、こういうふうな判断をいたしていただくことができます。

○福島委員 わかりました。

次に、沖縄の問題で、これは通告をしてないのですけれども、一点お聞きしてよろしいでしょうか。

これは沖縄の遺骨収集のことなのですけれども、申しわけございません、いまだに六千六百柱が未収集のままになっているというふうに書かれている本がございます。沖縄の地で何でこれだけ多いのかなというところを感じまして、どのような事情なのだろうか。申しわけございません。

○佐野(利)政府委員 先ほど御説明申し上げましたように、大変な激戦の状態、多数の方が戦死参加をされておりますので、沖縄における戦死者総数というものは推定で十八万六千五百人というふうな言われておるようでございますが、そのうち九八%ぐらまでは遺骨収集が終わつた、こういうふうな我々は判断いたしております。

ただ、今お話しのように、大体二千二百柱ぐらはまだ未収集の部分があつて、はつきりわからぬでもう埋もれてしまつていて、はつきりわからぬというふうな状態のものでございしますので、もちろん判明次第その収集の対象として考えていくわけでございますけれども、所在のはっきりしないような状態のものでございまして、しかも、その後宅地開発などでも家が建つてしまつたとか、そのような形もございまして、なかなか困難な状況にあるという実情、こういう状態であるというふうな承知いたしております。

○福島委員 よろしくお願ひいたします。引き続きまして、この援護法に関してですが、国籍条項のことでございます。

この国籍条項ですが、一般的に言いまして、外国人元兵士に対して、年金なりまた一時金なりの支給、これは国によって違いますが当然あると思うのですけれども、例えばアメリカであるとかイギリスであるとか、そういった各国におきまして、その状況というのはいくつになつておるのでございましょうか。

○佐野(利)政府委員 まさしく先生がおっしゃったように、国によっていろいろと仕組みが異なっておりますので、これは一概には申せないのでございまして、外務省の調査によりますと、一般的に、例えば戦勝国と言われる国の場合であれば、これはもう当然内外人に特別大きな格差を設けてない。ただ、国によってはその現地通貨で払うという形での金額の差はあろうかと思いますが、制度的に対象になるか対象にならないか、こういうふうな形は必ずないというのが一般的な状況であらうかと思ひます。

それからまた、ドイツ、イタリア、日本と同じように戦勝国でございまして、ドイツ、イタリアの場合におきましても、国内法あるいは条約に基づきまして、旧占領地または植民地出身の外国人の元軍人軍属に対してはやはり年金を支給しているという例が一般的だろつというふうな外務省の方の御報告を受けております。

○福島委員 ですから、それは当たり前のことなのだからと僕は思ふのです。日本軍の一員として、日本のために命をかけて戦つてくれたわけですね。ですから、戦後の経過で国籍がどう変わったとしても、やはりその戦つてくれたということに対して、どうするのかわからないと確かに思ふべきだと思ひます。また、それは諸外国の、戦勝国であるとかないとかというふうな次元で立て分けられることも恐ろしくないのではないかなというふうに僕は思つております。

今もさまざまな訴訟等も起こされているようでございますけれども、この戦後五十年という機会に、この点、行政の一貫性ということについて

これはなかなか難しいという話になりますから、政治的判断だと思ふのです。この点、どうするかというのを真剣に認識すべきではないかというふうに僕は思ひます。

また、昨日の報道でしたが、渡辺美智雄先生が北朝鮮を訪問されるという報道がなされております。北朝鮮との間の問題というのは、これはなかなか大変な問題だと思ひます。それで、これは日朝会談ですが、いろいろと経過があるようでございまして、例えば九一年八月に行われた四回会談でしようか、その日本政府の発言として、「適法に行われた徴兵・徴用などに伴う死亡などの人的被害は補償対象にならない」というような発言をしたところ、その点について、「それでは何も補償しないのと同じだ」というような発言があったというふうなことが本には記載されております。

その国籍条項ということも、北朝鮮の問題、国交回復、では補償をどうするのかということも考えたときに、やはり必ず問題になると思ふのです。その点について、これはなかなか政府全体の問題でもありまして、また外交をどうするのかという枠の中の問題でもございまして、政府のお考え、厚生省の立場でお答えできることがありましたら、お聞きしたいと思ひます。

○井出国務大臣 御指摘の国籍条項に關しましては、いろいろなケースに当たつて私のところへもいろいろな方々がお見えなさいます。なかなか御期待に沿えるようなお答えができないので、まさに心苦しく思つておる分野であります。

例えば、あれは昨年の夏ですか、在日韓国人の元軍人軍属の方の障害年金の問題なんかも関連するわけでございますが、しかし、この遺族援護法にのつておりますと、やはりこれは恩給を停止された軍人等を救済するために、国籍要件を有する恩給法に準拠して制定されたものであることとか、あるいはサンフランシスコ平和条約において、朝鮮半島や台湾など、いわゆる分離独立地域に属する人々の財産、請求権の問題は、帰属国との「特

別取極の主題とする。」こととされていたといったような経緯もございまして、正直なところ、なかなか難しいのであります。

この問題も、先ほど冒頭御質問いただきました、まさに戦後処理問題がきちつとまだ片づいてないという申し上げたものの一つにもつながる、私はこう考えております。

○福島委員 以上で、質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○岩垂委員長 横光克彦君。

この戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正、そしてまた、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正案、この二法案に賛成の立場で、この問題にも関連する幾つかの問題に質問させていただきます。また意見を述べさせていただきますと思ひます。

本委員会でも多くの委員の方々から何度も繰り返された言葉でございまして、ことしはまさに戦後五十年という歴史的にも大きな節目の年でありまして、そしてこの大きな節目の年に、私たちは今重たい課題を突きつけられていまして、いわゆる反省と平和への決意を表明する不戦決議です。この問題を戦後五十年も引きずってきたのはなぜなのか、私はそういう気が強くしているわけですが、不戦決議は重たい課題である、私たちに、私たち国会議員にも非常に重いわけですが、不戦決議の持つ意味はもっと重たいものであらう、私はそういうふうなことを考えております。

重たいということは重大であるということ、重大であるということは大事であるということ、そして一番大事な意味は、国権の最高機関が国民を代表して、世界に向けて不戦、平和の誓いを宣言するということであらうと思ひます。

こうも違うのか。そういう疑問を持つわけですが、憲法の平和主義を尊重しながらも、みずからが過去に行つた戦争に対する加害者としての立場を忘れがちなであつたということですね。

もちろん、歴史の見方は個人個人のものです。だけれど加害者の立場であるということを確認するということは避けたい。そして、避けたいことは避けたい。それが私はいいということに繋がつたのではないかと思ひます。そのために歴史をありのままに直視することができなかった。戦後五十年たつても、まだこういう状況である。しかし、私たちは、この戦後五十年という大きな節目、機会、もつと言えれば好機ですね、この好機にこの問題に正面から取り組み、そしてまた、この問題を乗り越えねばならない時期に来たのではないかと、このように考えております。

最近の首相たちは、さきの戦争の反省やあるいは植民地政策への謝罪をそれなりに表明してきたが、私は思ひます。それなりとあえて言ひました、表明してきたと思ひます。また、中国を訪問されましたときの天皇陛下のお言葉も、このような戦争を再び繰り返してはならないという、国民の深い反省に言及されました。

国としてはこういつた表明をしてはいるのですが、国内ではまだまだそういう意思が統一されていないわけではないのです。国内では、閣僚の方々の戦争認識に対する失言が続いて、更迭されるという事件が何度もあつたわけですね。そして、海外の反発や非難が何となく収拾されるに従い、この問題はあいまにされてきた。そういうことを繰り返してきつたわけですが、これからもう一回、このことを繰り返していきたくはないのか。

私は、今こそ日本の国としての戦争認識とは何なのかというのを明確にする必要があると思ひます。そして、明確にするには、国会による意思表示にまさるものはないと思ひます。日本はこれからの国際社会の中で生きていかねばならないわけですね。いや、今まで以上に大きな国際貢献や、そしてまた国際交流を果たさざるを得ない日

本にとつて、ここできの戦争の総括をして、国際社会の信頼感を高めることが重要であり、また、避けて通れない道でもあらうと思ひます。

今、韓国や中国を初め、近隣諸国はこの決議の行方に非常に強い関心、そしてまた熱いまなざしで見ているわけですね。もし今国会でこれができなければ二度とできないのではないかと。そうすれば、私たちは取り返しのつかない負の遺産を次の世代に残してしまうことになる。そういった意味でも、この平和、不戦決議というものは重要な意味を持つと思ひます。

さらに、先ほどお話ございましたが、現政権、自民党、社会党、さきがけという三党の連立政権の政策合意でもあります。平和への決意を表明することに積極的に関与したと見ています。また、新進党の方でも、海部さんや羽田さんたちは、やはり不戦の誓いをやるべきだと強く訴えてまいりました。そういった状況ができてつづつある中で、ちょっと残念なことに、一部反対や先送りの動きも出てきておるわけですね。

もちろん、遺族の方々の思いがわからないわけではありせん。いや、十分過ぎるぐらい私はわかつているつもりです。なぜならば、私も遺族の一人だからであります。二人の兄を亡くしました。長兄は、昭和二十年三月十五日ニューギニアにて戦死、そして次兄は、昭和二十年八月六日、戦地で負傷し広島の日赤病院に入院中、原爆投下でとうとう命をささげております。しかし、私は、二人の兄たちの死は決してむだであつたとは思ひておりません。そして、侵略者であつたと思ひておりません。もし侵略行為があつたとしても、侵略行為を強いられた犠牲者であると思ひます。そういった時代だつたのです。

あの戦争では本場に多くの犠牲者を出したわけ、その多くの犠牲者の上にあの平和憲法が生まれ、民主主義が始まり、そして今日の繁栄の時代につながつていふと思ひます。そういった意味でも、兄たちを初め、多くの犠牲者の方々の死をむ

だにしないためにも、二度と戦争をしないという不戦、平和の決議は必要であらう、このように思ひます。

苦しいけれども、歴史は直視しなければなりません。歴史を直視することなく未来は開けないと思ひ思ひております。正しい歴史認識の上に立つて、歴史的事実から目を背けることなく、それをしっかりと受けとめた中で政治、経済、文化、あらゆる分野において各国と交流を深めていくことこそが真の信頼を得ることにつながり、また真の平和への道であらうと思ひます。

このような私の考えを述べさせていただきますが、厚生大臣にちよつとお聞きします。厚生大臣としては、この不戦決議の問題、直接担当じゃないのでお答えにいかと思ひますが、もしそれでしたから、一政治家としてでも結構でございますので、この不戦決議に対してのお考えをお聞かせください。

○井出国務大臣 先ほど石田委員の御質問にもお答えをしたわけでございますが、その前に、今、お二人の兄様を戦争で失われて、まさに遺族でいらっしゃる横光さんの遺族としてのお気持ち、大変私も感銘深くお聞きをした次第であります。

実は、これはある意味では申しわけないぐらいに幸せなことなであります。私は身内に戦争犠牲者はおりました。たまたま三月十日、東京におりました私のお兄二人が空襲で焼け出されて、翌日ですか、田舎へリキックサック一つか何か背負つて帰つてきたのをわずかに覚えておる程度であります。

ただ、私にとりまして一番この戦争の悲惨さといひましようか、体験したといひるのは、実は一週間ほど前に彼は亡くなつたのですが、大変優秀な君でした。私より優秀ですから当然上級の学校へ行くものとばかり思ひておりましたから、中学校卒業後に家庭の事情で、彼はお父さんを戦争で失つておりました。お母さんもう結構がかなり進んでいたのですね。妹さん、弟さんがい

らつしやるというあれで、中学卒業後すぐ就職する道を歩まざるを得なかつた。これは僕にとつて大変ショックだつたのであります。その君も、実は先月の下旬に亡くなつてしまつて、私にとつては今いろいろな思いを抱いてるさなかであります。

そんな意味で、戦争というものがどんな立場の人にもいかに悲惨で、またむなしくて、あるいはむごいといひましようか、こういうものであるかといひるのは、私みたいな者ですら感ずるのですから、横光さんのようなお立場ならばすく感ずると思ひます。そういった意味で、そういう御経験は、つらいでしょうが、むしろ貴重な御経験ですから、そういうことを知らない若い世代がふえていきますから、ぜひいろいろな話してあげていただきたい、こんなふうに思ひ思ひております。

そういった意味で、今回まさに五十年を迎えて、国会で、そういう意味でも二度と戦争なんかすまいという決議は当然すべきだと私は思ひます。自民党、社会党そして私も新党さきがけ、連立政権に当たつて合意をした重要事項だと思ひます。野党の皆さんの中にも同じ考えの先生方がたくさんいらっしゃいますから、これは与野党という形ではなしに、国会を挙げてやればよい、こう考へておるところであります。

○横光委員 同じ思ひであるといひことが本場にわかりまして、心強く思ひました。そういった長い年月の中で、私たち日本人は、ようやくと言つてはなんです、加害者としての課題に気づくようになったわけですね。戦後補償問題であります。

村山内閣は、一連の問題に昨年の夏から真剣に取り組み始めました。その中の、何度も出ましたサハラ、いわゆる台湾の確定債務問題、そしてまたサハラ、在韓韓国人の永住帰国問題など個人を対象にした対策は、高齢化も進んでいるわけでございますので、急がなければならぬと私は思ひます。また、戦後補償要求にはできる限り誠実にこ

たえなければなりません。遅まきながらも、言葉による謝罪とは比べ物にならないほどの信頼を国際社会の中で得るものと私は思ひます。

そこで、もう一度お聞きしますが、台湾の確定債務問題、未支給給与問題の方なのですが、これはいろいろな事情でまだこの問題の処理がついていない。日本を経由せずに直接台湾に送還された方、それからまた、中国との国交回復によつてこの問題も滞つてしまつた。そういった中で、先ほど申しましたように今高齢化も進んでいるわけ、この問題は、やはり日本としてはちゃんとしなければならぬ問題である、責任のある問題である。そういったことから、今どのような進捗状況であり、これからどのような形で進み予定か、お聞かせください。

○佐野(利)政府委員 台湾出身の旧軍人軍属に對します未支給給与あるいは軍事郵便貯金等のいわゆる確定債務の問題につきましては、政府として、今先生のお話のように債権者の高齢化が大変著しく進んでおりますことにかんがみまして、この戦後五十年の節目に当たる平成七年度から、台湾における軍人給付の実質的な上昇率などを考慮して、日本円で当時の債務額に百二十を乗じた額の支払いを行つて本問題の解決を図ることとして、今予算化をお願いいたしてるところでございます。

厚生省が担当する台湾出身軍人軍属の未支給給与の件数は約八万四千件、当時の金額にいたしまして総額で約一億圓に達するものと推計されております。したがって、百二十倍としますと、支払い所要総額は約百二十億圓であります。平成七年度におきましては、事務費の経費も含めまして、とりあえず初年度分といたしまして約五十一億圓を今計上させていただいております。準備が整い次第、できるだけ早くこの支払いに着手したい、こう考へていられるところでございます。

○横光委員 どうか積極的にこの問題を早くクリアしていただきたいと思います。また同じような問題ですが、在サハラ韓国人

永住帰国問題について、ちょっと外務省の方にお願ひしておきましたから来ていただいていると思ひますが、五十嵐官房長官がライフワークのように熱心にこの問題には取り組んでこられたわけですから、これも人道的な意味で早く解決しなければならぬわけですが、このところ、この問題の進み具合はどうなっておりますでしょうか。

○藤崎説明員 お答え申し上げます。

サハリンの韓国人永住帰国問題につきまして、昨年八月末の内閣総理大臣の談話におきまして、人道上の観点から放置できないものとなつて、速やかに我が国の支援策を決定したいといふことを述べたわけでございます。そして、まさに委員御指摘のとおり、私どもとしては、これは早急に進めなければいけないといふふうに認識しております。

まず第一に、高齢化して早期帰国を希望する方々の永住帰国の実現のために、定住施設を早急に具体化するといふことが不可欠であるという認識のもとにこれを検討しておりますが、第一弾といたしまして、身寄りのない高齢者のため、百名程度収容できる規模の療養施設建設費用といふことで約五億円を平成六年度の第一次補正予算としていただいたところでございます。引き続きまして、韓国、ロシアとも協議しつつ、できるだけ早急に検討を進めてまいりたいと思ひますので、よろしく御支援のほどお願い申し上げます。

○横光委員 大分前向きに進んでいるという状況を聞きまして、ほっといたしました。

次に、昨年の八月三十一日に内閣総理大臣の談話があったわけですが、その大きな柱である平和友好交流計画、この中で、アジア歴史資料センターの設立について検討していきたいという談話がございました。

私は、先ほどから言っております日本人の戦争認識に対するあいまいさをクリアするためには、このアジア歴史資料センターの設立というのは大変大きな意味があると思っております。やはり日本だけでなく、いろいろな国々からの資料をでき

るだけ集めて、そして本場に学生からすべて、小学生からもう見られるように、そして本場に正しい歴史認識をそこで培われるようになるために、この歴史資料館というのには大きな意味を持つと思ひます。

これは現在、本場にまだ進み始めたばかりだと思ひますが、この状況をちょっとお聞かせいただけますか、内閣の方。

○石田説明員 アジア歴史資料センターの設立を具体的に検討しますために、内閣官房長官のもとにアジア歴史資料センター設立検討のための有識者会議というものが設けられております。この議長は、前慶応義塾長の石川忠雄先生でございます。この検討テーマの柱は大きく二つありまして、一つはこのセンターが行うべき事業の内容、もう一つは運営や組織のあり方でございます。

この有識者会議は、昨年の十一月末に第一回の会議が開かれまして、以来現在までに四回開催されております。これまでの主な議題はセンターの事業内容についてのものとして、最近ではその運営のあり方も含めて検討が行われております。双方相互に関連するテーマでございますし、かつまた、議論の途中でございますので、確かにまだ結論に近いものが出ていくというわけではございませんが、ことしの六月末までに本センターの基本的な方向づけを何か提言のような形でこの有識者会議でおまとめいただければと考えておるところでございます。

○横光委員 やはりこれは、大事なことは、特定の歴史観やあるいはイデオロギー、そういったものを排除して、できるだけ幅広い資料に基づいてバランスのとれた展示が必要であらう。国民が歴史をありのままに直視することができるよう努力していただきたいと思ひます。

大体時間が来ました。これで終わります。ありがとうございました。

○岩垂委員長 岩佐恵美君。

○岩佐委員 戦傷病者や戦没者遺族に支給される障害年金や遺族年金等の額について、これは恩給

の改善に準じて一・％引き上げることになっていく。この根拠について先ほどのやりとりで、確たるものがあるわけではない、その都度その都度決定される、そういうものであるという説明がありました。これは、石田先生の言によれば、さじかげん一つで決められるのかというような、そういうものかという話もあったわけですが、この一・％、つまり恩給の改善に準じて決められる恩給年金ですが、平成元年の恩給年金が平成六年には幾らになり、伸び率でいうと何％になったのか、その点について御説明をいただきたいと思ひます。

○佐野(利)政府委員 それぞれの障害の程度等によりまして額が違ひますものから、一つの例示でお答えをさせていただきますと思ひます。援護年金の年額で、例えば公務員第一項症、障害の程度がたしか一番重たい障害年金の例だつたと思ひますが、この場合、平成元年度では四百七十四万四千円でございますが、平成六年度は五百四十五万四千円であり、この間の伸び率は

単純に計算いたしますと一五・九％の増といふこととでございます。また、恩給の遺族加算を加味している公務員死亡にかかわる遺族年金を例にとりますと、平成元年度は百五十九万六千三百円でありましたのが、平成六年度は百八十五万七千九百円といふことでありまして、この間の伸び率は一六・四％となります。

○岩佐委員 従軍看護婦に対する慰労給付金ですけれども、平成元年度以降、平成四年度に八・五％引き上げただけで、平成七年度も引き上げる予定はないという状態になっております。この辺について、どうしてそうなっているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○阪本説明員 お答えいたします。旧日本赤十字社看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦の方々に対します慰労給付金でございますけれども、兵役のない女性の身でありながら戦時衛生勤務に従事されたという特別な理由に基づきまして特別に支給しているものでございますので、

毎年増額改定を行うということは実施してないわけでございます。ただ、消費者物価の上昇に合わせまして、その実質的価値の維持を図るという観点から、昭和六十年、それから平成元年度、平成四年度の過去三回、増額措置を講じてきたところでございます。

○岩佐委員 平成七年度も引き上げる予定はないわけですね。この問題について、平成七年度はそれはだめだということになったとしても、来年度はきちんと対応すべきだといふふうに思ひますけれども、その点、いかがでしょうか。

○阪本説明員 御指摘のように、平成七年度は増額措置を予定していないわけでございますけれども、昨年十二月に与党戦後五十年問題プロジェクトにおきまして、「政府は、旧日本赤十字社看護婦等慰労給付金支給額改定にあたっては、受給者の置かれた状況に配慮し、消費者物価の動向をより適切に反映させた措置を講ずるべきである。」という合意がなされているところでございます。

したがいまして、総理府といたしましては、この与党三党合意を踏まえまして、平成八年度から適切に措置すべく検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員 この制度は、昭和五十三年、各党の合意で発足した際、「恩給制度を準用し、戦地加算を考慮して、兵に準ずる処遇とする」、こういうことになっております。恩給の改善に準ずる援護年金は、平成元年から六年度まで、先ほどの説明でも五年間で一五・九％の引き上げが行われて

いるわけですが、制度発足時はほぼ軍人恩給と同じ水準にあった慰労給付金ですけれども、その後、数年に一度の物価上昇分のみの引き上げで終わっているために、大きく差が開いてきています。また、児童扶養手当や福祉手当、原爆被害手当等についても、基礎年金の引き上げ、これと横並びの引き上げが行われているわけですね。慰労給付金のようにスライド制のない給付金や手当は、非常に例外的な存在だといふふうに思ひます。恩給に、

あるいは年金、物価上昇に自動的にスライドする、そういう制度に変えるべきだというふうに思いますが、その点について、いかがでしようか。

○阪本説明員 先ほど申し上げましたように、特別な措置として実施しているものでございますので、現在まではある程度の消費者物価の上昇があった段階でそれを勘案して引き上げるといふことにしてきたわけでございますけれども、与党三党の合意を踏まえまして、平成八年度からは適切に措置できるように検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員 大臣にお伺いしたいのですが、従軍看護婦だった方から手紙が来ております。軍人と同じ行動をされ、昭和二十八年までソ連に抑留をされておられた方ですが、

軍人同様のきびしい教育を受けて召集に応じ、外地にて終戦を迎えました。傷病兵とともに捕虜となりあちらこちらと引き回され食事もままならず恐怖のどん底の生活でした。鉄柵の中の生活は伝染病が蔓延し、栄養失調症も加わり治療薬もなく残念ながら亡くなられた方も大勢おられました。

と、戦地での極限の体験あるいは苦勞を訴えておられます。

軍人と全く同じ扱いを受け、抑留されていた従軍看護婦が軍人恩給に準じた給付が受けられるように、厚生省としてもぜひ尽力をされるべきだというふうに思いますが、その点、いかがでしようか。

○井出国務大臣 突然の御質問で、どうも詳しくないものですから、今担当者に聞いておったところで、時間をかけて申して申しわけございません。

そういう看護婦さんの場合も、軍属としては扱われることになっておりますから、その立場で、例えば障害なんかを受けた場合はそれなりの措置はできる。しかし、そうじゃない場合はやはり一般の公務員としてしか厚生省としては扱うわけに

いかないという説明を今受けたところであります。

○岩佐委員 大臣、やりとりをしつかりと聞いていてはいただきたかったですね。先ほど総理府の方からは、与党三党で去年の末にこの問題についてはしつかりと対応していかなければいけないというところで、物価スライドだけじゃなくて恩給並びで、そういう点も含めて検討するということがなつたそうでありまして、去年の末、与党三党です。それから、そういう説明が今あったところですので、私は積極的に大臣としても対応してほしいということをお願い申し上げたわけでございますけれども、厚生省が何か古い、旧来のスタンスを繰り返されたものでは本当に困るなというふうに思っています。

時間がありませんので、しつかりとやっていただきたい、そのことを申し上げて、次の質問に移っていきたくと思います。

戦没者追悼平和祈念館、これは建物の景観から地元の反対に遭って設計の手直しをする、また施設の性格をめぐって二転三転して、名称も含めて検討し直す、そういう段階にあると聞いていますし、先ほどの経緯が説明されました。

設計に関しては、設計者と厚生省の癒着ではないか、こういうことが言われているわけでありまして、私の手元には、この経緯についてお述べになつて田中さんという方の論文がありますけれども、例えば、設計については建設省と厚生省が進めるということでしたけれども、この設計者について、厚生省サイドの要望でこの人に決めたんだというふうな関東地建の説明があるのです。

ね。うちとしては厚生省さんの要望に沿ったことであることである。こういう調査をされて、この方は、こういうのは癒着というのではないかと、いうふうなことを言っておられるわけでありまして、そういう問題等を含みながら、検討会やあるいは地域住民に十分な説明や合意がないまま、厚生省と建設省が建設を進めようとした。

この施設の性格についても、先ほどからいろいろ議論があるところですが、国民の中に第二次世界大戦についての見解の相違があるにもかかわらず、歴史学者の意見を十分聞いたり取り入れる、こういうことがないままに、検討結果や具体的な展示内容等の案を公開して国民合意をつくる努力を厚生省として、してこなかった。だから、建物については住民の反対に遭う、あるいは中身をめぐっては十人の委員のうち三人の辞任者が出てくる、こういう状態になっているのだというふうに思っています。

今後の検討や見直しに当たって、国民あるいは地域住民の意見を取り入れて、民主的運営、それから公開、これを原則として合意を形成していくべきだというふうに思っていますけれども、大臣の端的な御意見を伺いたいと思います。

○井出国務大臣 本施設につきましては、戦没者追悼記念館としての検討を行う過程で、広く国民の合意が得られるよう、幅広い視野に立つた検討を行うために、これまで各界の有識者から成る委員会等を数回にわたり開催して、広く有識者の皆さんの意見を伺ってきたところであります。いろいろ御意見がお立場によってあることも事実であります。今、そういう意味では苦慮しておりますが、逆に言えば、大変民主的だからなかなか進めないと申されるわけでありまして、御理解をいただきたいと思っております。

なお、委員会等の審議状況でございますが、委員の皆さんの自由な意見表明を妨げないよう非公開となつておるわけでございますが、その概況についてお知らせをしております。記者会見等を行つてお知らせをしておりますところでもありますし、外部に対して委員の先生方が御自分の御意見を開陳することについては、全く自由でございます。

○岩佐委員 しかし、結果的には十人のうち三人がおやめになる。この点について、さつき局長から、委員の皆さんに説明が不足したという点はある、こういう答弁がありましたけれども、そういうところをしつかりと踏まえていかないと、この問題というのは前進はないというふうに私は思うのです。その点、大臣としても、厚生省が書かれ

たペーパーを読むだけではなくて、しつかりと対応していただけないというふうに思っています。

次に、昭和五十五年、基本計画策定のために、日本遺族会に対する謝金等としての七千八百万円を初めとして、その後の調査経費等が二億一千五百万円にも及び、しかも設計の見直しで数億円がむだになるのではというふうに言われています。これだけの経費を使いながら、当初案の戦没者追悼記念館という遺児に対する慰藉を中心とするものに戻して、設計を手直しするとすると、また膨大なむだ遣いと言われても仕方がないというふうに思っています。

厚生省の説明では、設計費が、一部手直しであれば全額むだになるわけではないのだというように、なことを言っておられるわけですが、しつかりと、白紙に戻して考えていく、そういうところにかざるを得ないということになれば、これらは本当に膨大なむだ遣いと言われても仕方がないというふうに思っています。

この点、大臣のお考えを伺いたいと思います。

○井出国務大臣 この施設は、日本遺族会の御要望を契機として検討が始まり、その後、数多くにわたつて多くの有識者の皆さんの検討を経て、平成四年の戦没者追悼記念館基本計画案検討委員会の基本構想・基本計画を踏まえ、平成五年度予算においてようやくその建設が認められたという経緯がございます。

本施設は、厚生省の戦没者遺族の援護施策の一環として、主に戦没者遺児を初めとする戦没者遺族の経験した戦中、戦後の国民生活上の苦難にかかわる資料、情報があるがままに収集、保存し、後世に戦中、戦後の国民生活上の苦難を伝える機会を提供しようとするものでございます。

戦後五十周年を迎え、戦争の歴史を知らない世代も大変ふえてきますし、ほっておけばますます風化していくところの中で、このような戦争にかかわる歴史を広く後世にしっかりと伝えていくという施設を国のレベルで建設することは、私は大変意義があると思っておりますし、いろいろな御意見を

踏まえて、できるだけ大勢の皆さんに喜んでいただけるような施設となるよう、これからも努力してまいりたいと思っております。

○岩佐委員 このような施設をつくるに当たって、今言われたように、後世に何を残すのか、そのことが問われていると思います。真実を直視をする、そして過去から教訓を引き出す、二度と戦争を起こしてはならないという平和憲法の精神に基づいたものが求められているはずだと思います。私は、厚生省の性格づけだけでは不十分だというふうに思っています。

また、日本の侵略戦争によって犠牲になった人たちは日本人だけではありません。アジアに、それに数倍する人々がおられます。アジアに対する加害責任に目をつけることはできないと思えます。

また、さきの大戦は日本国民全体を戦渦に巻き込んだものです。戦没者遺族、遺児、こういう皆さんの御苦勞もあると思いますが、その方々だけにももちろん特定するべきではありません。日本政府の侵略戦争に対する反省と責任の問題を内外に明らかにする、憲法の精神に立脚して日本の国民の総意が正しく反映される、あるいは国際世論を納得させる、そういうようなものにしていく必要があるというふうに思います。

歴史学者が集まって、戦没者追悼平和祈念館問題を考える会というのをつくっておられますけれども、この方が厚生省に要望も出していると思いますが、遺児記念館への変更を白紙撤回すること、あるいはアジア・太平洋戦争での国内外の死者、被害者への追悼と被害回復のための必要な準備経費の予算化、こういうことなども求めておられます。

とにかく百二十三億円もかける事業であります。こうした要望も踏まえて、十分時間をかけて、本間に国民が納得するようなそういう論議をしていくべきだというふうに思います。

きょうはもう時間もありませんので、先ほど大臣が答弁されました、いろいろな意見を尊重しな

がら進められるということを言われておりますので、そのことをしっかりと確認をさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

○岩垂委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○岩垂委員長 これより討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○岩垂委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○岩垂委員長 次に、内閣提出、国民健康保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。井出厚生大臣。

国民健康保険法等の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○井出国务大臣 ただいま議題となりました国民健康保険法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民健康保険制度においては、高齢化の進展、

低所得者層の増加、小規模保険者の増加等制度の構造的な問題が生じております。また、老人保健制度においては、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る保険者が著しく増加してきたこと等を踏まえ、老人医療費拠出金制度について検討を行う必要が高まっております。

今回の改正は、こうした状況等を踏まえ、国民健康保険財政の安定化等のため、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、老人保健制度の安定を図るため、老人加入率の上限となる割合を引き上げる等老人医療費拠出金制度の所要の見直しを行うとするものであります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、国民健康保険制度の改正であります。

まず、小規模保険者の増加に対応するため、国民健康保険団体連合会及び厚生大臣が指定する法人が行う高額な医療に係る交付金事業を法律上の制度として位置づけることとしております。また、これらの法人は、市町村の行う保健事業等に関する連絡調整及び情報の提供等の援助を行うよう努めるものとし、国及び地方公共団体はこれらの取り組みに必要な助言等の措置を講ずるよう努めるものとするとしております。

次に、中間所得者層の保険税負担が過重になっていることに対応するため、地方税法を改正し、被保険者数に応じ、または一世帯ごとに定額を課税する応益保険税の割合に着目した新たな保険税の減額制度を創設し、保険者間及び保険者内の保険税負担の公平を図ることとしております。

また、低所得者が多い等の一定の場合に市町村の一般会計から国民健康保険特別会計に繰り入れることができることとする措置及び保険基金安定制度に係る国庫負担の特例措置を平成八年度まで延長することとしております。

このほか、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、精神保健法に基づく措置入院及び結核予防

法に基づく命令入所について、被保険者資格に係る住所地主義の特例を設けることとしております。

第二に、老人保健制度の改正であります。

老人医療費拠出金の算定に用いられる医療保険各保険者の老人加入率については、上下限が設けられておりますが、高齢化の進展に伴い、この老人加入率の上限を超える保険者が著しく増加してきた状況を踏まえ、上限を全保険者に占める該当保険者の割合が法定当初の割合となるよう改めるとともに、下限を引き上げることとしたしております。実際の引き上げに当たっては、平成七年度以降、この法律案の検討規定に基づく老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間、経過措置を設け、段階的に引き上げることとしております。

次に老人保健制度を支える医療保険各保険者の運営基盤が揺らぐことのないようにするため、平成七年度以降この法律案の検討規定に基づく老人医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間、老人医療費拠出金の実質的負担が過大となる保険者の当該過大となる拠出金について、全保険者で調整する措置を実施することとしたしております。

なお、政府はこの法律の施行後における老人医療費の動向、各医療保険の運営の状況、老人医療費拠出金の額の動向等を勘案し、この法律の施行後三年以内を目途として、老人医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしたしております。

このほか、介護的要素に着目して公費により五割を負担することとなっている医療等の対象に、適切な看護が行われる一定の診療所の病床について受ける医療を追加することとしたしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き、平成七年四月一日からとしております。以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○岩垂委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○岩垂委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

本案審査のため、来る十四日午前九時三十分参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○岩垂委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十四日火曜日午前九時三十分理事会、午前九時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十七分散会

国民健康保険法等の一部を改正する法律案
国民健康保険法等の一部を改正する法律
(国民健康保険法の一部改正)

第一条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章 審査請求(第九十一条―第七条)」を
第九章の二 高額な医療に係る交付金事

百三条)
金事業等(第四百四条―第七七条)に改める。

第六十八條の二 第一項中「この条において」を削る。

第九條の二 高額な医療に係る交付金事業等

第百四条から第百七条までを次のように改める。
(高額な医療に係る交付金事業)

第百四条 連合会は、高額な医療に関する給付

第一類第七号 厚生委員会議録第五号 平成七年三月十日

の発生が国民健康保険の財政に与える影響を緩和するため、その会員である市町村に対して高額な医療に関する給付に係る交付金を交付する事業を行うことができる。

2 第四十五條第六項に規定する厚生大臣が指定する法人(以下単に「指定法人」という。)は、連合会からの拠出金その他の当該事業に必要な経費に充てるために支出された金銭を財源として、連合会に対して前項に規定する事業のうち著しく高額な医療に関する給付に係るものについて交付金を交付する事業を行うことができる。

(保健事業等に関する援助等)
第百五条 連合会及び指定法人は、国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、市町村が行う第八十二條第一項及び第二項に規定する事業、療養の給付等に要する費用の適正化のための事業その他の事業(以下この条において「保健事業等」という。)に関する調査研究及び保健事業等の実施に係る市町村相互間の連絡調整を行うとともに、保健事業等に関し、専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の措置)
第百六条 国及び地方公共団体は、前条の規定により連合会又は指定法人が行う事業を促進するために必要な助言、情報の提供その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第百七条 削除
第百十六條の二の見出し中「入所」の下に「又は入院」を加え、同条中「身体障害者更生援護施設への入所措置」の下に「精神保健法(昭和二十五年法律第百二十三号)第二十九條第一項の規定による国若しくは都道府県の設置した精神病院若しくは指定病院への入院措置」を加え、「又は老人福祉法」を「若しくは老人福祉法」に改め、「採られたため」の下に「又は結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第二十九條第一

項の規定による結核療養所(結核患者を収容する施設を有する病院を含む。)への入所命令がされたため」を加え、「採られた際」を「採られ、又は当該命令がされた際に改める。

附則第十二項及び第十三項中「及び平成六年度を」から平成八年度までの各年度に改める。

(地方税法の一部改正)
第二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百三条の四第十七項中「五十万円」を「五十二万円」に改める。

2 前条第三項の被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合算額の一般被保険者に係る国民健康保険税の課税総額に対する割合が政令で定める基準に該当する市町村は、前項の規定による減額がされない国民健康保険税の納税義務者である世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した同項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が政令で定める金額を超えない場合(当該市町村長が、これらの者の前年からの所得の状況の著しい変化等により国民健康保険税の減額が適当でないと認めるときを除く。)においては、政令で定める基準に従い、当該市町村の条例で定めるところによつて、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとす

る。

附則第三十五條の四中「第七百三条の五」を「第七百三条の五第一項」に改める。

附則第三十五條の五第一項及び第三十七條中「第七百三条の五中」を「第七百三条の五第一項中」に改める。

(老人保健法の一部改正)
第三条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第四十八條第一項中「もの」を「もの又は診療所の」に改める。

第五十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)」を超えるときは「上限割合」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号イ及び前項の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十六條第三項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中「国民健康保険法第九十六條の二の改正規定及び次条の規定は、同年七月一日から施行する。」

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)第百十六條の二の規定は、同条に規定する入所命令がされたため平成七年七月一日以後に一の市町村又は特別区(以下この条において単に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られ、又は当該命令がされた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 第二条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四第十七項の規定は、平成七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成六年度分までの国民健康保険税について

第五十五條第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。)」を超えるときは「上限割合」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改め、同項を同条第三項とし、同条に次の一項を加える。

4 第一項第一号イ及び前項の政令を定めるに当たつては、厚生大臣は、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

第五十六條第三項中「百分の二十を超えるときは百分の二十」を「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」に、「百分の一」を「百分の一・五」に改める。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第一条中「国民健康保険法第九十六條の二の改正規定及び次条の規定は、同年七月一日から施行する。」

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の国民健康保険法(以下「新国保法」という。)第百十六條の二の規定は、同条に規定する入所命令がされたため平成七年七月一日以後に一の市町村又は特別区(以下この条において単に「市町村」という。)の区域内に住所を有するに至つた被保険者であつて、当該措置が採られ、又は当該命令がされた際現に他の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

は、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後における老人医療費の動向、各医療保険の運営の状況、第三項の規定による改正後の老人保健法(以下「新保健法」という。)の規定による医療費拠出金の額の動向等を勘案し、この法律の施行後三年以内を目途として、医療費拠出金の算定方法に関し検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(交付金に関する経過措置)

第五条 新保健法第四十八条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる新保健法の規定による医療(医療費)の支給を含む。)入院時食事療養費の支給(医療費)の支給を含む。)及び特定療養費の支給(医療費)の支給を含む。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用について適用し、施行日前に行われた第三項の規定による改正前の老人保健法の規定による医療(医療費)の支給を含む。)入院時食事療養費の支給(医療費)の支給を含む。)及び特定療養費の支給(医療費)の支給を含む。)に要する費用並びにこれらの事業に関する事務の執行に要する費用については、なお従前の例による。

(平成六年度以前の年度の医療費拠出金に関する経過措置)

第六条 平成六年度以前の年度の概算医療費拠出金及び確定医療費拠出金については、なお従前の例による。

(加入者調整率に関する特例)

第七条 平成七年度の新保健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「上限割合(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。))」を超えるときは上限割合」とあるのは「百分の二十二を超えるときは百分の二十二」と、「百分の一・五」と

あるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「第一項第一号イ及び前項」とあるのは「第一項第一号イ」とし、同年度の新保健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「前々年度における上限割合を超えるときは当該上限割合」とあるのは「百分の二十二を超えるときは百分の二十二」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」とする。

2 平成八年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る新保健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率については、同項中「(当該割合を超える保険者の見込数がすべての保険者の数のおおむね百分の三となる割合として政令で定める割合をいう。以下この項及び次条第三項において同じ。))」とあるのは「各医療保険の運営の状況等を勘案し、百分の二十四以上百分の二十六以下において各年度ごとに政令で定める割合をいう。以下この項及び国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第七條第二項の規定により読み替えて適用される次条第三項において同じ。))」と、「百分の一・五」とあるのは「百分の一・四」と、同条第四項中「前項」とあるのは「国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第七條第二項の規定により読み替えて適用される前項」とし、平成八年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間に係る新保健法第五十六条第三項に規定する確定加入者調整率については、同項中「百分の一・五」とあるのは、「百分の一・四」とする。

(医療費拠出金の算定に係る特別調整)

第八条 平成七年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の概算医療費拠出金の額は、新保健法第五十五条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる保険者(新保健法第六條第二項に規定する保険者をいう。以下この条

において同じ。)の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

一 概算特別調整基準超過保険者(新保健法第五十五条第三項に規定する概算加入者調整率が一定を超える保険者のうち、特別調整前概算医療費拠出金相当額(同条第一項各号に掲げる額の合計額をいう。以下この条において同じ。)からイに掲げる額を控除して得た額がロに掲げる額を超えるものをいう。以下この条において同じ。)) 特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額(特別調整前概算医療費拠出金相当額からイに掲げる額とロに掲げる額の合計額を控除して得た額をいう。次項において同じ。)を控除して得た額と、特別調整見込額との合計額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該保険者に係る老人医療費見込額(新保健法第五十五条第一項第一号イに規定する老人医療費見込額をいう。(2)において同じ。))に、一から老人保健施設療養費等概算率(同条第二項に規定する老人保健施設療養費等概算率をいう。(2)において同じ。))を乗じて得た額を乗じて得た額の十分の七に相当する額

(2) 当該保険者に係る老人医療費見込額に老人保健施設療養費等概算率を乗じて得た額の十二分の六に相当する額

ロ 次に掲げる額の合計額に特別調整基準率を乗じて得た額

(1) 特別調整前概算医療費拠出金相当額(六条第一項に規定する医療保険各法の規定による医療に関する給付(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十九條ノ三に規定するその他の給付及びこれに相当する給付を除く。)のうち厚生省令で定めるものに該当するものに要する費用(同法第七十九條ノ九第二項に規定する日雇拠出金の納付に要する費用及び新国

保法第八十一条の二第一項に規定する療養給付費拠出金の納付に要する費用を含む。第三項において「保険者の給付に要する費用」という。)の当該年度における見込額として厚生省令で定めるところにより算定される額

二 概算特別調整基準超過保険者以外の保険者 特別調整前概算医療費拠出金相当額と特別調整見込額との合計額

2 前項の特別調整見込額は、当該保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額(概算特別調整基準超過保険者にあっては、特別調整前概算医療費拠出金相当額から特別調整対象見込額を控除して得た額)に概算特別調整加算率(すべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額をすべての保険者に係る特別調整前概算医療費拠出金相当額の総額からすべての概算特別調整基準超過保険者に係る特別調整対象見込額の総額を控除して得た額を基礎として厚生大臣が定める率をいう。)を乗じて得た額とする。

3 第一項第一号ロの特別調整基準率は、平成七年度にあっては百分の二十五とし、平成八年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度にあっては、一人当たりの老人医療費の動向、新保健法第五十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率とする。

4 前項の政令を定めるに当たっては、厚生大臣は、あらかじめ、新保健法第七條の政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

5 平成七年度以降附則第四条の規定により医療費拠出金の算定方法に関する措置が講じられるまでの間の各年度の確定医療費拠出金の額については、新保健法第五十六条第一項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を準用

する。この場合において、第三項中「一人当たりの老人医療費の動向、新老健法第二十五条第一項に規定する七十歳以上の加入者等の増加の状況、保険者の給付に要する費用の動向、概算特別調整基準超過保険者の数の動向等を勘案し、百分の二十五以上において各年度ごとに政令で定める率」とあるのは、「国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)附則第八条第三項の政令で定める率」と読み替えるものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理 由

国民健康保険制度における高齢化の進展、低所得者層の増加、小規模保険者の増加等に対応し、国民健康保険財政の安定化等を図るため、高額な医療に係る交付金事業に関する規定の創設、国民健康保険税の減額制度の拡充等を行うとともに、老人医療費拠出金の算定に用いられる老人加入率の上限を上回る国民健康保険の保険者数の著しい増加等に対応し、老人保健制度の安定を図るため、当該上限となる割合の引上げ等老人医療費拠出金制度の所要の見直し等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成七年三月十七日印刷

平成七年三月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局